

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録(2) (13.2定)			
日 時	平成13年 6月20日(水)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時43分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	小林委員長、秋山副委員長、大竹・松本(光)・中村・大畠・新谷・新野・渡部・北野・斉藤(陽) 各委員		
説明員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大島委員、渡部委員をご指名いたします。

昨日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本聖委員が大島委員に交代いたしております。

この際、資料要求があれば申出願います。

北野委員

介護保険課の方に伺いますが、在宅の所得段階別利用者数平均負担額、それから、保険料の所得段階別人数、よろしいですね。

(福祉) 介護保険課長

直ちに、提出いたします。

委員長

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

コンサルタント特定業務にかかわる業務委託事務処理について。

環境部長

平成13年第1回定例会の予算特別委員会におけるコンサルタント特定業務に係る業務委託契約事務処理に関する質疑についてであります。第1回定例会終了後、環境部担当者及び全国都市清掃会議担当者に聞き取り調査を行いましたので、結果をご報告いたします。

初めに、契約締結日の10月2日及び3日の契約関係書類の取扱いについてであります。10月2日に全国都市清掃会議から郵送された書類は見積書であります。

見積書受領後、予定価格の範囲内であることから、契約締結伺いの決裁後、全国都市清掃会議に電話で契約成立の相互確認をしております。そのときに、着手届、審査委員会運営等協議書、審査委員会委員委嘱依頼文を10月2日付けで、10月3日に持参するよう依頼し、同日に受領いたしました。

全国都市清掃会議に対しては、10月3日に、契約書2部と審査委員会運営等承諾書、委員委嘱承諾書、業務監督員の指定通知書を手交いたしました。

このことにより、予算特別委員会において10月2日に契約関係書類を一括郵送と答弁いたしておりましたが、前述のとおり答弁を修正させていただきます。

次に、契約締結日前の9月14日の委員就任依頼についてであります。全国都市清掃会議担当者は、予定していた特定評価委員会委員はそれぞれ要職にあり、日程調整を要することから、事前準備で委員就任予定依頼及び委員会開催予定日時を調整した。大津委員に関しても依頼をしたが、契約前であることから、小樽市から指摘を受け、契約後に改めて出し直したとのことであります。

このことにつきましては、随意契約を予定していた全国都市清掃会議が独自に設置する評価委員会に関して、委員として予定する方々が要職にあり、日程の確保が難しいことから、事前準備として委員就任の打診、日程の調整をしたものと理解をしております。

次に、技術提案に参加するコンサルタント会社の報告文書についてであります。全国都市清掃会議担当者は、10月10日午後2時55分までに、6社すべてから技術提案参加応諾のファクスがあった。栗原が、これは全都清の担

当者ですけれども、栗原が小樽市金田副参事にその旨電話で報告し、その後、報告書を作成して職員に送付を依頼したと記憶しているが、どのような経緯で文書が送付されたか、記憶が定かでない。

全国都市清掃会議の一般的な郵便物の発送は、女子職員が昼と帰宅時に行うが、それ以外の時間においても、男子職員を含め、送付することはある。また、11月29日提出の成果品作成時に、栗原が、書式の体裁を整え、決裁日の10月12日の日付を記入し、成果品に入れたとのこととあります。

このことについては、月日も相当経過していることもあり、全都清の担当者の記憶が定かでなく、発送時間や場所の確認には至りませんでした。

なお、成果品にあります10月12日付けの報告書については、本年の4月24日付けで10月11日に補正されております。

以上、調査した結果について、予算特別委員会での答弁の修正を含め、ご報告いたしました。

なお、ただいま申し上げました報告のとおり、日程の厳しい中とはいえ、事務処理の一部に不適切な面もありましたが、全国都市清掃会議との業務委託契約を無効にするまでの事由はないものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

これまでの一連の事務手続において、適切さを欠いたこと、また、予算特別委員会などで誤解を与えるような答弁を行い、議会に対し大変ご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、ここにおわび申し上げます。

今後は、事務執行に緊張感を持ち、透明性の確保に十分配慮し、業務を進めまいりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

新谷委員

介護保険料の減免拡大について

初めに、介護保険の保険料減免の拡大についてお伺いいたします。

今回、保険料の減免制度をつくったのは評価しておりますけれども、もう少し拡大すべきという立場で質問したいと思います。

対象は、第1、第2段階の生保基準以下ですけれども、その判断基準は収入ですか。

(福祉) 介護保険課長

保険料の減免でございますが、判断基準は、その1号被保険者の属する世帯の総収入が生活保護基準以下かどうかということで判断してまいりたいと考えております。

新谷委員

保険料の収納状況ですけれども、第1号の普通徴収の未納状況をお知らせください。

第1から第3段階まででいいです。

(福祉) 介護保険課長

普通徴収の未納者の状況でございますが、段階別に申し上げます。

所得段階の第1段階で未納者は32人、第2段階では217人、第3段階では131人、このようになってございます。

新谷委員

このうち、経済的な事情で納められないという方はどれぐらいですか。

(市民) 保険年金課長

経済的な理由で未納となっていると思われる方につきましては、第1段階から第3段階までで110名となっております。

新谷委員

減免基準の第1、第2段階で収入が生保以上ある場合でも、家賃だとか、今年1月から医療費の改悪で医療の負担が大変大きくなりました。特にひとり暮らしの場合は、この前に代表質問でも例に挙げましたけれども、大変困難な実態があるわけです。単に収入ではなく、そういうことも考慮すべきだと思いますけれども、いかがですか。

(福祉) 介護保険課長

減免に当たっての判断の関係でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、その世帯の総収入が生活保護基準以下かどうか、こういったことで判断をしたいと考えておまして、今、委員がご指摘のほかの要素、例えば入院費用だとか通院費用だとか、そういったものについてはなかなか個々の方々が様でない、こういったことで、私どもの方は、生活保護基準、こういったものを遵守しながら判断をしてみたいと考えております。

新谷委員

先ほどの保険料の普通徴収の第3段階で、経済的な事情で納められない未納の方は何人いますか。

(市民) 保険年金課長

第3段階では23人になってございます。

新谷委員

それから、特別、普通を合わせて、法定減免を第3段階で受けている方は何人いますか。

(福祉) 介護保険課長

いわゆる災害、それから所得の激変等の法定減免の関係でございますが、12年度は、第3段階の人で法定減免をやった方はいらっしゃいません。

新谷委員

普通徴収の場合は、数はそんなに多くはないですけれども、やっぱり、経済的な事情で納められないという人がいるわけです。先ほども、減免の基準はあくまでも収入だということだったのですけれども、それでは、やはり大変な実態というのが打開されていかないと思うのです。特別徴収でも年金から天引きされるわけですから、その実態というのはなかなかわからないと思うのです。長期入院なんかでは大変な人もいますけれども、特別徴収の場合はいや応なしの徴収ということになります。そうすると、その制度の意味というか、なくなっていくと思うのです。

そこで、もっと生活の実態を把握していくというか、1人ひとり把握するのは無理かもしれませんが、特にこういう経済的な事情で納められないという方々からは、やはり徴収すべきではないと思うのです。これはいかがですか。

(福祉) 高齢社会対策室長

個々の世帯ということになりますと、なかなか難しい面もございまして、現状の保険料の中で、当然、保険料なり利用料を払うことによって生活保護になるようなケースと申しますが、そういうケースの場合には、また段階を下げるなり、そういう基準もございまして。例えば、第3段階でそういうケースであれば、また次の段階に落ちる。したがって、第2段階に落ちて減免の適用を受けるというようなこともあるかと思っておりますので、できるだけ個々の事情を聞きながら、状況を見ながら判断する場面も出ようかというふうに考えております。

新谷委員

申出があった場合にはぜひ受け付けていただきたいと思っておりますけれども、制度として確立していくということでは、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

介護保険利用料の減免について

それでは、利用料の減免についてお伺います。

広報のアンケートで、在宅サービスの利用量を減らした人は6.9%います。その理由は何か、お知らせください。

(福祉)介護保険課長

昨年12月に実施いたしましたアンケート調査で、サービス利用量が以前と比べて減った人が6.9%といった数字が上がってございますが、この個々の方々に対する利用実態については残念ながら把握をしてございません。

新谷委員

6.9%は数としては多くないかもしれませんが、ぜひこの理由を聞いていただきたい、把握していただきたいというふうに思います。

資料でいただきましたものを見ますと、第1段階から第5段階まで見ての平均負担額は、やはり、所得の第1段階の方が少ないですね。ということは、所得の少ない人ほど利用できない、利用したくてもできないという実態があるということではないですか。

(福祉)介護保険課長

在宅の方の所得段階と平均負担額との関係でございますが、確かに、この資料でお示した数字を見ますと、所得段階が低いほど平均利用額も低いということになってございますけれども、介護保険の場合は、要介護度に応じた支給限度額が決まっております、この数字が低いからといって、直ちに所得段階に応じて利用量が少ない、こういうふうには言い切れないのかな、このように考えてございます。

新谷委員

それでも、平均負担額ですから、個々の負担の大きい人と少ない人がいるかもしれませんが、平均負担額としてこういう数字が出ているのです。

全日本民医連ですけれども、全国で2万2,000人を対象に調査を行いました。サービスを利用した人を対象に実態調査をしたのですけれども、介護保険制度が始まってから負担が増えたという人は74.5%、金額は2.6倍の負担になっています。そして、年収が100万円未満の人が40.4%です。自己負担の増加が利用抑制、利用者の生活を圧迫しているということが明らかになったのですけれども、小樽市の場合に、11年1月の高齢者実態調査報告では、100万円未満が34%、それも含めてですが、200万円未満の方が72%です。

保険料とあわせて、利用料が負担となっているのではないのでしょうか。もう一度、お願いします。

(福祉)介護保険課長

介護保険の実施に伴う利用料負担についてでございますけれども、確かに、介護保険が始まりまして新たに保険料負担が増えた、それから、措置のときには低所得、特に福祉関係のサービスですが、無料の人が、例えばヘルパーでは9割を超えた、そういった人が介護保険に伴って利用料負担をしなければならなくなった。そういった意味では、全般的には新たな負担が増えたと言えるかも知れませんが、その制度に伴って、特に低所得者対策として、ヘルパーの場合には10%の負担を3%に、あるいは、社会福祉法人の減免によってほぼ半分の負担でいいように、またそのほか、高額介護サービスとして一定の上限を超えた場合には後から払い戻す制度もありますので、そういった中では、それほどの人、それぞれ個々には判断できかねますが、そういった意味では全般的に低所得者の方にも配慮された制度である、こういうふうに考えてございます。

新谷委員

これは、始まってからすぐ国の方でつくった制度もありますけれども、新たに受ける人は、ホームヘルプでも家事援助でもお金がかかるわけです。こういう方の場合、ちょっと紹介しますが、第2段階の方です。障害年金は6万7,000円、厚生年金が1万6,500円、計8万3,500円です。この方の場合は、収入からいったら生保以下の方です。病気がありまして、股関節の手術をしました。2月16日から5月30日まで入院してお金が相当かかったと。今も通ってまして、月2,000円、それから糖尿病と血圧で月2,600円、こういうふうにかかっているのですけれ

ども、介護認定の申請中で、希望は毎週1回、家事ヘルパーの派遣というふうに希望しているのです。

こういう方の場合、やはり、基準は生保以下の場合なのです。でも、新たに利用料は1万円も取られるわけですから、やはり、こういう方がいっぱいいるわけなのです。先ほども言いましたけれども、収入が100万円未満の方が34%もいるわけです。もっと見ていただいて、利用料の減免制度をつくっていくべきではないかなと思いますけれども、いかがですか。

福祉部長

利用料の減免制度ということでございますけれども、本会議でも市長からご答弁申し上げておりますが、本市の事情として、保険給付は計画を大幅に上回っているということで、その理由で安定化基金からの借入れを行っているという状況でございます。これは、次期の保険料にも影響を与えるということが予想されております。一方、介護サービス費も、利用者だとか、あるいは、利用量が拡大しているという状況にある上に、さらに利用料の軽減というのは次期の保険料に影響を与える要素というふうになりますので、もう少し利用状況の推移を見極める必要があるというふうに考えております。

新谷委員

代表質問のときには、これから検討していくというようなニュアンスで受け止めておりましたけれども、他都市でも利用料の軽減独自制度は91自治体になっていますし、どんどん増えてきているわけです。ご存じだと思いますけれども、訪問介護では、千歳、恵庭、石狩など74、それから通所介護は45、短期入所は23というふうにだんだん増えています。

今、財源の問題が出ましたけれども、その点については後で北野委員の方から質問があると思いますが、やはり、全会計から見たら、保険料の軽減の予算はうんと少ないわけです。やはり、私は前にも言いましたが、例えば石狩湾新港の負担金のわりに市税収入というのは半分しかないわけですから、やはりこの辺を見直して、安心して老後を送れる、介護保険制度を受けられる、そういうものにしていくべきではないかなというふうに考えますけれども、いかがですか。

福祉部長

財源を何に求めるかについてはいろいろ議論があるところでございますけれども、私どもは保険制度の本来の趣旨がどうあるべきかという観点で考えておりますので、利用料の減免については、今お答え申し上げた範囲でご理解をいただきたいと思っております。

新谷委員

ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

市立病院における乳幼児夜間救急受入体制について

市立病院での乳幼児夜間救急受入体制についてです。

これは、私は前にも取り上げたことがありますけれども、現在の夜間急病センターでの苦情をいろいろと聞いているわけですが、梅ヶ枝町の夜間急病センターには専門の小児科医がいらっしゃいますか。

(保健所) 総務課長

夜間急病センターは、内科、小児科、外科を統合いたしまして、内科と小児科を担当できる先生ということで1名、そして外科の先生と2名配置してございます。

新谷委員

小児科専門ではないのですね。

(保健所) 総務課長

小児科専門と言われますと、小児科を診られる内科の先生ということで配置してございます。

新谷委員

そういう先生はたくさんいらっしゃるのですが、専門の先生はいないということで受け止めます。

一、二例挙げますと、生後間もない赤ちゃんが高熱を出しました。その子供は第1子だったので、若いお父さん、お母さんがどうしていいかわからないということで、夜間急病センターに駆けつけたのですが、点滴をしようとしたらしいのです。ところが、注射の針が入らずに、あちこちに刺して、赤ちゃんは火がついたように泣いて、結局、何もできないで帰されたということも聞いています。

それからもう一つ、別な子供なのですけれども、熱を出して駆けつけたのですが、座薬を渡されてそれまでだったということなのです。そこで座薬をさして、しばらく居させる状態ではなかったということなのですが、こういうような事情を聞いていますか。把握しておりますか。

(保健所)総務課長

ただいま新谷委員のご質問の中でご報告の内容については、私どもは実態を把握しておりません。

ただ、乳幼児の子供さんへの専門的な医師が必要だということにつきましては、委員も多分ご承知かと思えますけれども、全国的にも大きな課題になっておりまして、私ども保健所としても、専門の小児科医の配置等については大事な問題だというふうな認識をしております。

新谷委員

朝里、新光、それから張碓方面からは梅ヶ枝町までは非常に遠いわけです。タクシーの場合、往復で5,000円以上のタクシー代が優にかかるわけです。乳幼児の夜間診療は市立小樽病院でぜひしてほしいという要望も強いわけなのですけれども、この点では、新築を機にということでお答えしていただいていたのですが、それを待っていたのでは、こういう問題は解決できないわけです。梅ヶ枝町にあるのはそれはそれでいいのですが、やはり、地域にもっと近いところに安心できるセンターがあってもいいと思うのですけれども、市立病院を新築するまでセンターとして見いだすということは可能ではないのでしょうか。

(樽病)事務局長

夜間急病センターに関することについては、保健所の方との調整もありますけれども、市立病院の新築に向けてというご質問でございますので、私からお答えいたします。

小児救急については、私どもには小児科医専門のドクターが3人おりますし、従来からも小児救急の部分については、1次救急的な役割を担ってきております。

そこで、今のご質問でありますけれども、当面、私どもは、時間外診療という位置づけで対応してございますが、新築に行く前に、やはり、こういう要望が非常に多ございますので、昨年から院内に時間外診療の拡大検討委員会を設けまして、小児に限らず、救急医療に対する取組を院内全体でしようということで委員会でご検討してございますので、いましばらくの時間をいただきたいと考えてございます。

それから、新築に当たりましては、懇話会の提言なりをいただいておりますけれども、ご要望の救急医療、24時間救急医療の要請、要望については非常に大きなご意見でございますので、これはやはり、新築に向けて、当面、方向性を出していく重要な課題だと考えております。

新谷委員

検討委員会があるということで期待してはいますが、これに至るまで、本当に緊急で切実な問題だと思うのです。安心して子育てできるというのは少子化対策の根幹でもあると思いますし、そういう点で、当面、受け入れるということとはできないのですか。

(樽病)事務局長

ドクターではありませんから、余り詳しくは言えませんが、少なくとも病院でございますので、基本的な考え方は、当院の入院患者あるいは外来患者が、夜間だとか休日に容態が急変した、あるいは合併症を併発した、そういった場合に患者さんが見えたりすると、従来から、私どもも主治医との連携の下で、夜間・休日についても

対応しているところでございます。

今、委員がご指摘のようなケースについては、やはり、時間外診療という位置づけでございますので、当然、当直の看護婦2名、当直医1名ということで、38人の医師が交代で勤務してございますので、それについては、体制整備をしない中では、受入れは今はちょっとできないと思います。

ただ、今申しあげましたように、重篤の状態だとか合併症的なものがあれば、電話連絡をいただきながら受入れもしてございますので、それが拡大になるかは別として、そういった場合についてはご相談いただきたいと考えてございます。

北野委員

債務負担行為の議決の件について

議案第6号、第7号の債務負担行為について尋ねます。

地方自治法に照らして、第1回提出の予算書に債務負担行為の議決を欠落させたことは、地方自治法のどの条項に抵触しているとお考えですか。

(水道)総務課長

水道事業会計、下水道事業会計の債務負担行為の補正予算につきましては、13年度の予算書に債務負担行為の条項を設けるべきでしたが、私どもの単純ミスによりまして記載漏れをいたしました。

ただ、この日程で補正の議決をいただければ、事務執行上、支障がありませんことと、また、その実施設計金額もはなれておりますので、あわせて、今回、補正をお願いしたものです。

なお、地方自治法に抵触するのではないかとということではありますが、地方自治法第214条に債務負担行為の条項がありますけれども、これにつきましては、予算で定めなければならないというふうになっておりますので、今回、債務負担行為の補正をお願いするものであります。

北野委員

抵触していないということなのですか。

(水道)総務課長

地方自治法第214条の中では債務負担行為は予算で定めなければならないというふうになっておりますので、私どもの方では、今回、債務負担行為の補正をお願いしてやれば、先ほど申しあげましたように、事務執行上、支障がございませんので、今回、お願いしたものでございます。

北野委員

前段について異議を差し挟んでいるのではないのですよ。1定で出された予算書の中には、今年度支払う分もちゃんと計上されているわけでしょう、改良工事費の中で。そして、債務負担を、行うべきことを行わなかったということで、単純ミスだという話ですけれども、これは、局長も同じ考えですか。

だから、私は、予算の体をなしていなかったのではないかと思うのですよ。いかがですか。

水道局長

ご指摘の点につきましては、実は、3月21日に下水道事業の補助事業の概算申請がございます。この際、本来でありますと、当然、債務負担行為でございますので、予算書に債務負担の項目を計上し、議決をいただくという筋でございます。まだ本会議中でしたので、そういう場合は、議決の予定であるというふうな確約をつけて提出すべきだったというふうに思います。

そして、そのときに、実は、予算説明書には債務負担だということの説明ができるものをつけていたにもかかわらず、本来の予算書の方に債務負担を議決いただくべき条項が抜けていたと、大変、ある意味でいいますと事務的なミスが発生していたということでございます。

これにつきましては、債務負担は議決を要するというごさいまして、議決を要していなかったということでごさいましたので、今回、実は、この事務執行につきましては、2定で議決をいただければ、入札等の行為は8月、9月ということでごさいますので、事務執行上は支障がないということでごさいましたので、2定で改めて債務負担の議決をいただくべく、今回、補正という形で提出をさせていただいた、そういう経過でごさいます。

自治法あるいは公営企業法の中では、債務負担は予算で議決をとりなさいという項目になってごさいます。

北野委員

それはわかりました。

それで、ミスはミスで、都合よく、3月21日、本会議が終わった翌日、誤りに気がついたということなのですね、さっきの説明では、3月22日にわかったのでしょうか。

水道局長

申請の前日でごさいます。

北野委員

だから、3月21日に本会議が閉会しているのですよ。翌日にわかった格好で、都合がいいようなのですね。

それで、まさかそういうことはしていないと思うけれども、今年度の予算執行にかかわる契約はしていないでしょうね、上水道も下水道も。

水道局長

これにつきましては、今言ったとおり、事務執行上、支障がないということは、債務負担の議決をいただいていませんので、入札行為、契約行為はしていません。

北野委員

地方財政問題について

小泉内閣になってから、地方財政削減についていろいろ取りざたされています。公明党の秋山議員も代表質問でそういう心配をして、相当厳しくなる、推察されると述べているぐらいです。

そこで、小樽市への影響について尋ねますが、まず、地方交付税です。5月28日の衆議院予算委員会で、塩川財務大臣は、基準財政需要額を1兆円ほど減らしてもらおうと答弁しています。このまま実行されたら、本市財政への影響額はどのぐらいになりますか。

財政部長

今の交付税の削減の議論の中で1兆円というお話が出ています。これは、単純といえますか、そのまま当てはめて現在の交付税で計算いたしますと、市への影響はおおむね六億四、五千万円かなというふうに考えています。

北野委員

それから次は、同じく5月21日の参議院予算委員会で、これは、小泉首相自身が、地方交付税と並んで地方への補助金が削減の対象になると言っていますけれども、同じように、国庫補助金削減の影響が小樽市にどう出てくるというふうにお考えですか。

財政部長

その辺につきましては、まだ総論の段階ですので、道路特定財源との兼ね合いの中でそのようなお話も出てきているのだらうと思いますけれども、まだ具体的には見えていませんので、その辺の試算なり影響については私どもとしてはまだはかりかねている状況でごさいます。

北野委員

部長はそうおっしゃるけれども、道路特定財源との絡みではないですよ。それとは別枠で総理大臣は言っていますからね。これは誤解しないでください。

そこで、市長にお尋ねしますが、今は仮にの話ですが、基準財政需要額が1兆円削減されたとしたら、小

樽市に交付税が六億四、五千万円来なくなる。そのほか、まだ未解明ですけれども、補助金の削減がある。それから、1定でも説明しましたが、地方交付税が事実上削減されて、赤字地方債に振りかえられたことによる影響額は3カ年で32億円だという議論をさせていただいたのですけれども、こういうように相次いで政府によって地方交付税の削減が計画されて押しつけられるということに対しては、どう考えていますか。6億とか、そういうお金は小樽市にとっては大変な額だと思うのですが、いかがですか。

市長

交付税の削減等につきましては、一小樽市ばかりの問題ではありませんので、今、全国市長会も、こういった国の見直しについては認められるものではないということで決議をしまして、国に対しまして、税財源の移譲も含めて抜本的な税制改革をお願いしているということをごさしまして、そういった推移を見ながら対応していきたい、こう思っております。

北野委員

結局、地方分権の中で財源の移譲はなかったんですね。これが重大な課題として、今でも市長会で強く要望されている。けれども、地方への財源の移譲の中身はさっぱり具体化にならない。ところが、来年度から、いわゆる国債発行額を30兆円以内に抑えるということで、国が2兆円、地方が1兆円ということで具体的になってきているのです。減られる方は具体的に見えてくるけれども、財源の移譲は全然具体的でない。こういう状況ですから、市長は、6月7日の全国市長会の総会で、小泉首相の、いつまでも国に頼るなど、自分らで財源を見つけろということに対して相当な反発があったことはご承知していると思いますから、この辺も踏まえて、もっと強い要望をしていくようにお願いしておきます。

介護保険特別会計について

先ほど新谷委員の方からありましたが、今回、市長提案の減免制度の財源措置について、改めて伺いますけれども、どういう財源措置をしていますか。

(福祉) 介護保険課長

減免の規模は大体1,400万円と考えておりまして、その2分の1を財政安定化基金からの貸付金で、残りの半分を一般会計からの繰入金で賄おう、このように考えてございます。

北野委員

その財政安定化基金は道から借りたものですが、無利子かもしれませんが、これは返さなければならぬでしょう。これまで借りたのはあるのですか。

(福祉) 介護保険課長

12年度末に、保険給付費が12年度で予想以上に増えましたので、最終的には約330万円ほど貸付金を借りてございます。

北野委員

結局、今回の700万円と合わせれば1,000万円以上借りているのです。これは、後年度、保険料に上乗せして回収して財源を確保して、返さなければならぬのでしょうか。これは市長にもお尋ねしたいのですが、こういう財源措置というのは、減免された方々の分はほかの被保険者の保険料としてかぶさってくる仕組みなのです。だから、これは正しい財源措置というふうには言えないと思うのです。理事者がよく公正さを欠くとかなんとかと言うけれども、結局、被保険者に全部かぶせる、こういうやり方なのです。

私は、こういう財源措置はすべきでないというふうに思うのですが、この財源措置の訂正については考えませんか。

(福祉) 高齢社会対策室長

基本的には、介護保険の経費は、被保険者と公費負担でそれぞれ2分の1ずつ賄う社会保険制度でございましての

で、やはり、国の考え方、指導等もあるところでありまして、この不足部分は保険料の不足部分ということで、ルールからいきますと、やはり1号被保険者の保険料で賄うのが原則だ、こういう形になるわけでございます。

しかしながら、私どもは、10月から保険料が2倍になりますので、何とかこら辺を軽減していきたいと。当然、今お話がありましたとおり、次期保険料との関係がございますので、何とかしたいという中で、2分の1は一般会計から、2分の1は財政安定化基金の方からということで、やむを得ない形でやってきてございますので、ここはご理解いただきたいと思っております。

北野委員

こういう保険制度の仕組みそれ自体が問題なのです。

今は少子化時代ですから、年をとれば、やっぱり自分の子供の世話になるということができないで、人の手を借りなければならぬということは社会の流れなのです。そういう中で介護保険に頼らなければならないというときに、頼れば頼るほど保険料にかぶさってくる、こういう仕組み自体がうなずけないのです。

そこで、伺いますが、保険料の所得段階区分、第1段階、第2段階、第3段階は市民税は非課税だと思うのですが、けれども、それぞれ何人おられますか。

(福祉)介護保険課長

12年度末の状況で申し上げますと、第1段階が1,687人、このうち生活保護受給者が1,483人、これは含んでおります。それから、第2段階が1万4,790人、第3段階が1万468人、このようになってございます。

北野委員

だから、2万5,000人近い方が市民税非課税なのです。市民税でさえ、所得がないためにいいからというので税金を免除している。こういう人にまで保険料、利用料を容赦なくかぶせているわけですから、こういう方々が保険料や利用料を払うのは大変困難だということは当たり前の話なのです。だから、私どもは、国に対して、非課税世帯に対しては保険料、利用料とも減免しなさいということで、国に財源措置を求めています。これは、市長会だって低所得者対策として要求していると思うのです。市長だって同じ考えだと思うのです。

しかし、国がなかなか「うん」と言わないと。けれども、市民がそういう保険料や利用料の負担に耐えかねて本当に大変な事態になっているわけです。今回、市長は減免制度を実行しましたけれども、先ほど指摘したように、後年度に改めてまた被保険者にそれがかぶさってくるというようなやり方は適切でないということだけは指摘しておきたいと思っております。お金がないからということで福祉部長は盛んに頑張っているけれども、果たしてそうなのかどうかということは疑問なのです。

そこで、伺いますが、これは財政部に尋ねますが、平成12年度の決算見込みはどうですか。

(財政)財政課長

平成12年度の決算見込みというお尋ねでございますけれども、ただいま決算調製中ですので、あくまで見込みということでのお話になりますが、実質収支におきまして大体3億5,000万円ほどの黒字になると考えてございます。

北野委員

あくまでも見込みだけれども、3億5,000万円くらい単年度で黒だということですね。

それで、単年度黒字の場合は、地方財政法でどう処理しなければならないという定めがあるのですが、どうふうになっていますか。

(財政)財政課長

その剰余金の2分の1以上を翌年、翌々年度まで積み立てるか、あるいは、起債の繰上償還に充てるということになってございます。

北野委員

市長に尋ねますが、仮に3億5,000万円出たとする。そうすると、1億5,000万円以上は地方債の繰上償還か、

あるいは財調に積み立てるとのことなのです。残りの半分はどうするつもりなのですか。見込みでいいです。

市長

ご承知のとおり、3億5,000万円の黒字が出たからといって財政が豊かになるわけではありませんので、これは十分ご承知ですけれども、今後、財政需要がたくさんありますから、それは十分検討しながら進めていくべき問題だと思います。

北野委員

抽象的でわからないのです。基本的に、それはどういうふうにするつもりなのか。いろいろと財政が逼迫しているからそれぞれの項目に充てていきたいという市長の考えでしょうけれども、それは、市長でなくたって、ほかの人だってわかるわけです。市長自身の責任として、いろいろと節約して、市民にも泣いていただいて、1億5,000万円が自由になるのだから、どうするのですか。そんな抽象的なことではなくて、基本的な考えはないのですか。

市長

自由になると言いますがけれども、国保の赤字やら、下水道とか小樽病院とかを見ていただければわかるとおり、100億円以上の赤字があるわけですから、この用途というものは全体を見て決めていくべき問題だと、そういうふうに言っているわけです。

北野委員

市長から今出たから、小樽病院の事務局長が来ているから聞くけれども、私どもに医療関係者から苦情があるのですよ。小樽病院の特定の医者は働かないと。これは認めますね。

(樽病)事務局長

かねてもそういうことをご指摘を受けておまして、特別委員会の中で、病院長は、そういう事実があれば嚴重に注意するということで申し述べてございますが、40人もドクターがいるわけですから、我々事務屋と違いまして勤務時間も不規則ですので、いろいろなご指摘があるうかと思っておりますけれども、40人の中にはそういうご指摘を受けるドクターもいるとは思いますが。

北野委員

結局、いるのでしょうか。だから、私どもも、小樽病院の局長は一向に明かさないけれども、私は勤医協の中央病院に聞いてみました、ドクターを管理しているところに。医者1人当たりの医業収益が1億円なかったら、今の世の中、やっていられないというふうに言っているのです。だから、ドクター別の収益は出ているはずなのですが、なぜ明らかにできないのですか。

(樽病)事務局長

今の収入に関して申し上げますと、私どもがコンピュータシステムを持っているのは、いわゆる診療報酬請求の医事システムでございまして、これは、いわゆる患者さん1人のレセプトの総額で請求するシステムになっています。当然、ご承知のように、カルテの中には投薬料もありましょうし、再診料もある、検査、放射線、レントゲンもあると。そういった意味では、委員がご指摘のドクター別のというシステムには当病院はなっておりませんので、お示しはできないということで申し上げます。

北野委員

私は隠しているとしか思えないのです。手書きだってできるでしょう。だから、市長、新しいコンピュータを買ってやったらいいのです、病院に。本当ですよ。明らかに勤務中にプールへ行って泳いでいたり、勤務時間になっただけで戻ってこないとか、周りの人に迷惑をかけている医者はいるでしょう。なぜ取り締まれないのですか。赤字だ、赤字だなどと言っていて、とんでもない話だ。

(樽病)事務局長

赤字に関しては、今年度、何とか黒字に向け。

北野委員

そういうことではないのです。

(樽病)事務局長

今、基本的なお話がありましたので、持ち帰りまして、医局にお諮りをして、きちんと院長から対応させていただきます。

北野委員

話が見えなかったら、この次の委員会は院長を呼びますからね。その医者は内科の医者ですよ。1人や2人ではないのだから。もっとまじめにやってください。病院の建替えでみんな真剣になっているときに、そんなふらちな医者がいて、どうして医業収益を上げることができるのですか。とんでもない話です。この次までにちゃんとした返事がなかったら、参考人と呼ぶし、名指しでその医者に来てもらいますからね。いいですか。

これは、市長にも強くお願いしておきます。

経済対策について

小泉内閣になってから、不良債権の早期処理なくして日本の景気回復はないと盛んにおっしゃっています。

そこで、伺いますが、市内の金融機関が市内の中小企業に貸し出している件数と金額、そのうち、銀行に計画どおり返済できないでいる件数と金額をお示してください。

(経済)中小企業センター所長

市内の金融機関が貸し出している件数と金額についてでございますけれども、金額については、小樽市の統計書によりますと、平成12年末、普通銀行が1,811億円、信用金庫と信用組合が736億円の合計2,547億円でございます。なお、件数については把握をしてございません。

それから、計画どおり返済がなされていない件数と金額を示せということでございますけれども、このことについて、市内の金融機関などに問い合わせをしたりしたことはあるのですが、なかなか回答をしないとかが、又は検討しているということで、その部分については把握してございません。

北野委員

経済部に尋ねますけれども、金融監督庁が全国の信金、信組を含む全金融機関に対して全貸出先を一定の基準に基づいて区分けするよう指導しています。どういう区分か、教えてください。

(経済)中小企業センター所長

金融庁の金融再生法による区分では、正常債権のほかに、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権などの四つがいわゆるリスク管理債権ということになってございます。

北野委員

そうしたら、正常債権を入れて五つの区分ですね。これを区分けしろというのだから、金融機関はもう区分けが終わっているのです。先ほどの所長の答弁では、所長が聞いても、だめだと言って答えてくれないというのです。私は、なぜこれを明らかにするかというと、皆さん方もご承知のように、不良債権の早期処理をこの2年から3年でやると言っているのですよ。地銀の協会の代表だとか都銀の支店長だとか、さまざまな方が新聞に登場して、これをやられたら中小企業がばたばた倒産すると言っているのです。

要するに、極端に言えば、1回でも計画どおり払わなかったら、あなたがおっしゃった金融監督庁のどこの区分に属するのですか、1回でも滞ったら。

(経済)中小企業センター所長

1回というか、3カ月以上延滞すれば3カ月以上の延滞債権になると思いますけれども、それぞれの条件を見なければはっきり答える部分ではない、そういうふうに思っています。

北野委員

結局、金融庁が示したのは、正常先以外の四つは全部要注意なのです。そこを処理しろというのが今度の政府の方針なのです。これをやられたら小樽でどんな影響が出るかということが心配だから、まず実態をつかまなかったらだめなのです。実態をつかむ努力をしても金融機関は協力しないと言うのですか。どの金融機関はだめだと言っているのですか。名前を挙げて言ってください。

(経済) 中小企業センター所長

どの金融機関と言うわけにはいかないと思っていますけれども、そういうご要望がございましたので、再度、何らかの方法でつかまえるというか、把握できるかどうかということを検討させていただきたいと思います。

北野委員

政府の方針によれば、金融監督庁が示す五つの区分のうち一番最初の正常貸出先というのを除けば、これは全部不良債権対象の企業になるのです、最終処理の。だから、これは、知ってのとおり、銀行は直接償却のやり方で最終処理すると言っているのですから、倒産した会社への強制回収ということでしょう、直接償却のやり方というのは。間接償却はとらないと言っているのですよ。

そうしたら、かなり厳しい結果が出てくるということは予測されるのですから、これは、今、努力したけれども、金融機関の協力をまだ全面的に得られていないようですから、できるだけ早くこの実態をつかまえて、市としての対策なり、あるいは、金融機関その他に要望することをやらなければだめだと思いますから、まず実態をつかむところから始めていただきたいという要望をしておきます。

それから次に、資料で出していただいています小樽市の市商連参加商店街会員数の推移というのがあります。平成9年と平成10年を比べてみますと、大きく減っているわけです。それから、企画部から今年いただいた「統計で見ると町小樽」の16ページに工業統計調査の結果が出て、事業所数、従業員数、出荷額、この三つが年度別に示されて平成11年までの分が出ております。昭和35年はちょっと古いとしても、昭和50年代に比べて、事業所数、従業員数、出荷額はどういうふうに減っていますか。

(経済) 商工課長

製造品出荷額等についてのお尋ねだと思いますが、事業者数あるいは従業員数につきましては、昭和40年代から漸減傾向にあるのだと思います。ただ、出荷額につきましては、一時落ち込んでおりましたけれども、平成3年をピークに、この年が2,262億円ですから、この年をピークに現在まで若干漸減傾向にある、そんな傾向を示しております。

北野委員

そうしたら、結局、ここ最近、特に4年前の消費税の5%への引き上げ以降、事業所数も従業員数も工業出荷額もずっと減りっ放しというのが市の統計によっても明らかだ、不況の影響をもろに受けているということだけは言えると思います。

こういう状況で小樽市の人口を増やそうとか、若い人に小樽で働いてもらおうと思っているのですけれども、いろいろな手を打ってもそれがなかなかできないのです。ここが基本だと思うのです。だから、今指摘した統計でも出されているここを上向きにするということが必要だと思うのですが、これは市長の見解を伺いたい。

市長

経済の回復をどう図るかというのが国を挙げての最大の課題だと思っておりますので、そういった国の動向等も十分見ながら、ぜひまた、いろいろな対策を、今回、月末には骨太の方針みたいなものが出るようでございますけれども、そういったものに期待しながら、さらにまた、市として何ができるのか、そういったものを十分見極めながら対応してまいりたいと思っています。

北野委員

今、近く骨太の方針ということですがけれども、恐らく、市長が言ったのは経済財政諮問会議の結論だと思うので

す。けれども、これは基本方針のポイントは示されているのです。十数項目ありますけれども、ろくなものはないです。そういうところに期待するのはだめですから、もっと精密に、よく記事を読んで、そんなところに期待するなどということを安易に言わないでください。これはまじめに言っていますから。

そこで、伺いますが、市長は、我が党の新谷委員の代表質問に対して、我が党が提案した緊急経済提言、三つの提言については、読んでいないから答弁できないと、にべもない返事だったのです。そういうことがあったので、改めて袋に入れて差し上げてありますから、もう読んだのでしょうか。1項目ずつについて見解を出してください。

市長

一通りさらっと目を通しまして、三つの提言がございませけれども、多分、日本共産党の中央本部の偉い方がつくられた文だと思しますので、我々としてはそういった見解に対して軽々に申し上げるわけにもいかないと思うわけです。そういった前提条件の中で申し上げますと、全体として、もちろん手法は違いますが、雇用の問題とか、中小企業対策、こういったものについては必要なことだなという感じを受けております。

北野委員

共産党の偉い方がつくったと言いますが、つくったのはそうですよ。しかし、そのベースになっているのは日銀の、日銀というのは、銀行に金を貸すと同時に、日本の経済を調査するということを基本目的にしている機関です。その調査によってもこの三つと一致するのです。それから、さまざまな大企業のシンクタンクがいろいろな統計とか見解を出しているし、東京の商工リサーチの会報を見ても、我が党の三つの提言と一致しているのです。このままではだめだということだけは一致しているのです。だから、我が党の提案というのは、単に共産党の頭で考えたのではなくて、さまざまな経済団体、専門家の出している努力の結晶の上に立ってつくられているものですから、もう一度、さらっと読むとか、ざっと読むとか、そんなものではなくて、吟味していただきたいという要望だけはしておきます。

長橋2丁目の私道の整備について

最後ですが、市道長橋線に接続する興聖寺向かいの長橋2丁目の私道の整備について尋ねます。

事実上の公道でありながら、付近は全部市道として認定され、舗装され、整備されているのに、ここだけが何十年にもわたって放置されている。一体いつまで放置するつもりか。これは、先輩議員が何回となく、議会、あるいは理事者側に要望し続けてきたことですが、一步も前進していない。これは一体どういうことですか。

(土木) 水沢主幹

長橋2丁目、興聖寺向かいの市道認定の件ですけれども、従前から話はあったということは聞いてございます。そして、一部の土地所有者につきましては、所有者もわかりまして、その方の了解なんかもとれております。

そういう中で、道路整備に当たりましては、沿道整備を図るという観点から、ある程度の道路幅員が必要となります。その中で、隣接する土地所有者等すべての土地所有者の方から道路用地の提供を受けなければならないということになります。そういう中では、皆さんの協力が得られるのであれば、そういう形で整備の方向も考えていきたいと思っております。

そういう中で、引き続き、地元に対して、用地の提供も含めて引き続き対応していきたい、このように考えております。

北野委員

地権者、関係者と会って話し合ったり要請したのは最近ではいつですか。

(土木) 水沢主幹

今年になってからはちょっとないのですけれども、昨年、札幌に行きまして土地の所有者とお会いしていますし、地元の数名の方々ともお会いしております。

北野委員

私があえてこの問題を予算委員会で取り上げたのは、理事者側は、今回、私がお願いしましたから、議員が何か言ったときは関係者と対応するけれども、それがやんだらあとは何もないのです。結局、1年間、ぶっ飛ばしっ放しになっているでしょう。そういうことを繰り返すからこの問題の解決にならないのです。私どもは毎日あなた方に言わなければならないのですか。そうしないとやらないのですか。これは、部長が教えてください。

土木部長

長橋の私道認定の話ですけれども、実は、昨年来、冬対応の関係、ロードヒーティングの関係も含めて、路線格付の検討を今やっています。その中で、個人的にも、青焼きの2,500分の1の図面を見るなどしながら、私道ということを無視して、地域、地区の道路としてどういう道路ネットワークが必要なのかという検討をしています。そんな中で、今の道路についても、確かに、利用個数だとか、交通量も結構なものがあるという認識はしております。

ただ、現況でも、市内の幹線の一步裏へ入ると、かなりみすばらしい状況になっている道路整備の遅れも目立っています。それとの並びもありますけれども、認定については、今ほど申し上げましたように、地区として必要な道路としてどうなのかという整理をした中で、地権者の協力を得られて、6メートルなり8メートルの道路整備の可能性があるとこの路線については認定するという方向の検討も必要だと思っております。

北野委員

先ほど指摘したとおりですから、間を置かずに、解決に向かって、部長と主幹が答えたとおり実行していただきたい。私どもも、適切な形でお願いに上がりたいと思います。終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

大竹委員

ISO9000シリーズについて

それでは、代表質問に立ちまして、その中であったのは、小樽市の財政は非常に逼迫している、そういうことの中でほとんど質問させていただいたつもりでございます。それで、代表質問の答弁の中で、もう一つ突っ込んだ形で聞きたいところがありますので、お願いしたいと思います。

まず、ISO9000シリーズにつきましては、14000シリーズと、取組はどうかということでお話ししたのでございますけれども、9000シリーズについての私の認識としましては、市民に満足していただけるサービスを提供するためにやられる問題が含まれているという思いだったのですが、答弁の方では、行政事務にはなじまないということで、小樽市ではこれを取り入れるつもりはないというご答弁だったので、再度、その辺をお伺いしたいと思います。

(総務)総務課長

市長の答弁の中では、ISO9000がなじまないという答弁ではなくて、要求項目がそのまま適用されないという趣旨で答弁されたはずなのです。

大竹委員

ですから、どういうふうにしたらそれを使っていけるかということで考えていただきたいと、私は事例も含めて言ったつもりなのですが、答弁としては、なじまない。それで、現時点では取得の予定はありませんとまで言われたものですから、ほかのところから見てもちょっと後退した答弁ではなかったかと思いましたので、今聞いております。

(総務)総務課長

言葉足らずだったのかもしれませんが、言いたかったのは、今はISO9000シリーズを小樽市が取得するという方向で考えてはいなかったものですから。

ただ、考え方といたしましては、ISO9000シリーズと同じような考え方で、今、大竹議員がおっしゃったように、市民は行政サービスのお客様だということで、どういう形で、要するに行政サービスの質を一定の水準に保つかということは今までの行革の中での取組の方法としても同じでして、その部分についてはそういう考え方です。

それから、行政事務にはなじまないというのはちょっと言葉足らずだったのかもしれませんが、そもそも9000シリーズは製造業を基にして想定された要求項目ということで、今、全国で十幾つの自治体、あるいは自治体の一部の機関が取得しているようですけれども、そちらの方の先進事例などを見ますと、やはり、要求項目そのものを自治体のサービスに置きかえたときに、それをどういうふうに当てはめていくのかということで苦労されたというような紹介もありました。要求項目20項目がそれぞれ行政サービスにどういうふうに置きかえていくのかといいますが、読みかえていくのかといいますが、その辺で苦労されたというふうに聞いていたものですから、そういうふうにお答えしたわけで、全く行政サービスには合致しないといいますが、そういう趣旨ではなかったので、ちょっと言葉足らずだったかもしれません。

大竹委員

そのようなことで、窓口サービスや何かの中でマニュアル的なものをつくることによって効率的なことにもなりますし、また、ISOの国際規格を小樽が取り入れたということになりますと、市民から見ても、やる気があってやっているなという評価も受けると思いますので、その辺も含めてこれからも検討していただきたいと思います。

総務部長

確かに、今、総務課長から答弁申し上げましたとおり、ISO9001を取り入れている地方公共団体が出てきております。そういう中で、いろいろ事情を聞いたりしているのですけれども、その内容自体は、民間企業が取り入れているマネジメント手法をいかに地方公共団体が、例えば、職員の責任や権限の明確化だとか、業務手順のマニュアル化だとか、そういうふうに進めていって、一層、市民の信頼を得ていこうという手法を進めていくという趣旨なものですから、これ自体は、やはり我々も部分的には検討しながら、手法としても取り入れる方向をたどれないか、ちょっと研究してみたいと思います。

大竹委員

多目的機能を持った町内会館の建設等について

それでは、質問を変えます。

同じく、代表質問で、多目的なコミュニティ機能を持った町内会館の建設等についてということで質問いたしました。なぜこういう話をしたかと申しますと、これから先、コミュニティセンターをつくるなり、学校で運営するなりということについて、行政自体が主体性を持つ、あるいは運営までしていくとなりますと、非常に大きな費用がかかるということが見込まれると思うのです。逼迫した財政の中で、これからは市民とパートナーシップをとりながら行政をやっていかなければならないということが先に見えていると思いますので、それでご提案申し上げたのです。

そういう中で、これから町内会館を建てるにしましても、それが地域のコミュニティになるような形を持って、その地域においてコミュニティのセンター的な役割を担っていただくことによって、その地域に対して行政として直接かかわる部分を少しでも緩和できるのではないかと、そういうような視点で伺ったつもりでございます。答弁の内容は、そういうことについては今まで取り組んでいないから非常に難しいという答弁だったのですが、考えようによっては、これから先に向けて、直接の支出を減らすためにも、そういうようなパートナーシップをとりながら、行政と市民がお互いに持ち合いながらやっていくということがどうしても必要になると思いますので、この点につきまして、今すぐできないにしても、これからの取組に向けてどうしていくのがいいのかという希望的な感想も含めて、再度、ご答弁願いたいと思います。

市民部長

これからのコミュニティ活動につきまして、いわゆる地域に密着した問題につきましては、ただいまご指摘のように、行政と町会が一体になって地域づくりを進めていかなければならないというふうには考えてございます。

それから、町内会館の建設に当たりまして、市の助成を得ながら、広範なコミュニティ機能を持たせ、町会みずから管理運営していく、そういったことができれば、非常に効率的といいますか、効果的であるのはご指摘のとおりだと思います。

ただ、市長が本会議でご答弁申し上げておりますように、新しいご提案でございます。しかも、どのようなコミュニティ機能なのか。また、その規模です。それから、用地の問題でありますとか、あるいは、どういった利用をされるのか、あるいはまた、管理運営が単一町会なのか、複数町会にわたるか、多様な問題を抱えておりますので、何かご相談がありましたら、よくお話を聞きながら今後研究をしてみたい、このように考えております。

大竹委員

地域によっていろいろ特性があると思います。同じく横並びで行くことはないと思いますので、その地域、地域の特性を生かした形のコミュニティができるような場づくりを市民とともにやっていくということに向けて、裏から支えていっていただけるように行政が働いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

消防費について

次に、消防についてちょっとお伺いいたします。

消防費についての質問をしたわけなのですが、これには、国の方から交付税措置という形の中で出される部分、それと、足りない部分がありまして、一般財源からも持ち出さなければならないという部分があるわけです。小樽市の場合、かなりの部分が持ち出しになっているのではないかと思います。

そこで、道内の他都市と比較した中で、どのような形で一般財源が持ち出しになっているのか。ところによっては、持ち出しがないところもあるようにも聞いておりますので、その辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

(消防) 総務課長

道内他都市の平成11年度の交付基準財政需要額、それから消防費の決算における一般財源の充当率につきましてご説明していくのが一番早いと思います。

高いところでは、札幌市が、基準財政需要額 217億 6,900万円、決算充当一般財源が 212億 1,300万円で充当率が 102.6%になってございます。次に、旭川市が、基準財政需要額41億 2,200万円、決算充当一般財源が36億 4,700万円で、充当率が 113.0%となつてございます。これにつきましては、当然、基準財政需要額と一般財源の決算の充当がほぼ均衡してございますので、こういった形は適正な執行がされているのではないかと思います。

また、低いところでは、釧路市が、基準財政需要額22億 6,000万円、決算充当一般財源が31億 5,000万円で充当率が71.7%となつてございます。それから、室蘭市におきましては、基準財政需要額が14億 2,300万円、決算充当一般財源が16億 9,300万円で、充当率が84.1%となつてございます。

以上のとおり、道内他都市の状況については今お答え申し上げましたが、小樽市の充当率につきましては、先般、市長の方からご答弁申し上げましたとおり、69.2%ということになってございまして、他都市と比較いたしまして最も低い状況にございます。以上でございます。

大竹委員

これは、専門用語も入っていますから、非常にわかりづらい部分もあると思いますけれども、一般市民に合わせわかりやすく言いますと、国から来ているお金で賄えない部分が消防費の中にあるということですね。先ほど言いました 100%を超えるところでは、国から来ている交付税額以内でおさまっていて、一般財源からの持ち出しはないということですね。その率が低くなればなるほど、一般財源からの持ち出しが多いということになりますね。そういうふうに理解してよろしいですか。

(消防) 総務課長

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

大竹委員

そういうことでありますので、これは生命、財産を守ることに使うお金ですから、それに対する費用というのはそれなりのものがあるのもいいと思うのです。

ただ、内部的にずっと検討していったときに、逼迫している小樽財政を考えたときに、その辺はもう少し見直す点がないのか、それによってどういうことができるのかということを検討していかなければならない時期ではないのかということも代表質問で申し上げました。その辺につきまして、これからどのように改良していくのか。体制も含めてですね。

それから、答弁では、これから早急に取り組んでいくという答弁でございました。それが、確実にいついつまでにするということではないまでも、計画的なものはこういう段階で立ち上げていく、それを実行に移していくにはこれぐらいのものがかるというふうな見通しがありましたら、お答え願いたいと思います。

消防長

ただいま総務課長が申し上げましたとおり、消防費の一般財源に対しまして基準財政需要額が他都市に比較して最も低い状況にあるのは事実でございます。したがって、現在、部内で検討しております署所の適正配置計画、これも、できればここの二年中には作成したいとは思っておりますけれども、あわせて、消防団の活用を図る、こういうことも検討していかなければならないと思っております。そういったことで、できるだけ早い時期にある一定の方向づけをしたい、そのように考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

大竹委員

除排雪システムについて

私の方からの最後の質問といたしまして、除排雪システムについてお伺いいたします。

代表質問の中で答弁いただいたわけなのですが、その中で、これからの除排雪対策のシステムに当たって、集約して発注していくという答弁もございました。それと、除雪と排雪を一貫した責任体制でやるということであったのですが、その辺について、もうちょっと踏み込んだ内容的なものがありましたら、お答え願いたいと思います。

土木部長

市長からの答弁では、物が大きくて皆さんにご理解いただけない部分があったかと思っておりますけれども、私どもが、こういう形で、今委員がおっしゃるような方向での変更をと、そこに持っていこうとしたのは、一つは、土木部では、冬の間、事業所はほとんどの職員、それから部内からも5人、6人、それからほかの部局からも3人、4人という応援を得ながらやっているという現行の体制が果たしていいのか。夏分の仕事の準備も計画も調査もできないということで、事業所としての事務の実態のあり方に問題が一つ大きく出てきました。土木事業所の事業事務というのは、市民の要請がかなり多様にわたってきたという部分と、施設が多くなってきたというか、そういう側面が大きいのですが、その中でちょっと変えていこうということです。

それと、除雪の中で言いますと、除雪と排雪、坂道対策、捨て場管理、それぞれがかなりの部分でばらばらに、業種ごとにといいますか、分割委託発注をしております。そのために、それらの集約管理、連携をするために市の職員を常駐張りつけをするというような必要性も生じていた、もう一つは、市民の要請に対応する部分についても、一定程度、市の職員が対応せざるを得なかった、そんな側面でやってきたのですが、そのところを改めて考え直すということで、その部分の先進市である札幌市からの聞き取りをするなど今いろいろなことをやっています。

その中で、言ってみれば、一貫して、除雪から捨て場管理まである地域を大きくくくって一つの共同企業体の中でやらせよう。そういうことで、構成各社に対する一元式管理、出勤管理も含めて、それから、市民の要請、苦情管理も含めてですが、それを一定程度、責任施工体制に持っていこう。そうすることによって、例えば、今、

2人ずつ常駐しているのを1人にするとか、責任者は置くけれども、常駐はさせないとか、そんな方向の検討をしています。それによって、費用的にも、事務量的にもということがありますし、受皿の業者の方の資質も上がってくることで、今後、よりいいサービスができるようになる、そんなねらいもあってやっていこうということです。

ただ、それをやるためには、市長答弁の中でもお話ししてはいますが、一つは、今言いました業界、受ける側の従事者の質の向上という部分とありますが、これは私どもの方でいろいろな形で取り組まなければならない問題だと思っていますし、もう一つは、そういうふうシステムを変えることによって、市民側が、従前はほとんどの部分で市の方に言ってきていた要請、苦情みたいなものを、一定程度、業者側だよと、その部分の理解を求めするために、多くの機会をとらえてそういう活動をしなければいけないと思っていますが、そんな課題があるという趣旨のご答弁をさせていただきました。

松本(光)委員

小樽商工信用組合について

それでは、商工信組のことについてお伺いをいたします。

15日の代表質問でも各会派から質問がありましたし、それぞれにご答弁がありました。あの段階では、あの程度の質問であり、答弁という感じがあったなというふうに思っております。12日の道新の1面に抜かれまして、13日に初めて市長に連絡があったということですが、それ以前は、ほとんど説明も何もなかったということで、なかったというよりはできなかったのではないかとこのように思います。

というのは、28日に総会という連絡がありますけれども、28日が総会ということになりますと、その2週間前には決算書を閲覧しなければならないという法令になっております。それが14日でございます。14日に閲覧をしなければならない。それまで、12日の新聞に出るまで、道から国に監督官庁がかわったらこんなに厳しくなるのか、これだけ厳しくされたら中小零細企業の切り捨てにつながるということで、かなり反発をして頑張って、こういう決断はできないということでぎりぎりの線まで頑張っていたようなのです。それが、ついに14日の閲覧というタイムリミットで、12日にぎりぎりの選択をしたのかというふうに聞いております。

そこで、14日から各支店で決算書の閲覧をしておりますけれども、市としても数字を把握しておりますか。

(経済) 中小企業センター所長

数字を一部把握してございます。例えば、預金が444億2,400万円、貸出金が366億3,100万円、リスク債権、いわゆるリスク不良債権の合計であります。112億8,100万円、債務超過額が68億8,500万円、累積赤字額が。

松本(光)委員

数字はいいです。債務超過額は46億9,000万円です。

大枠は新聞報道のとおりなのです。その数字を見て、大変厳しい数字だなと思っておりますけれども、率直に、このまま行って、自主再建なのか、あるいは新会社をつくるとか、いろいろ言っておりますけれども、その数字を見て、自主再建なり、再建可能だと思いでしょか。

経済部長

今お話がありましたように、リスク管理債権が112億円ある、それと債務超過が46億円、累積赤字が69億円にもなるという数字を見ますと、まず、自主再建を図るとすれば、今の自己資本比率をゼロにするためには46億円の出資が新たになければいけません。それと、国内基準である4%を確保するためには、約57億円とありますが、その程度が必要なわけですね。これは新たな出資なのです。それを考えましたときに、過去に既に10億円の普通出資という形で組合員の方々が出資してきている実態がありますので、それを考えたときに、これだけの出資が果たして可能なのかというふうに考えますと、非常に厳しいものがあると思います。

それともう一つは、新たな信組の立ち上げというお話もあるようでございますけれども、それにしましても、漏

れ何うところによりますと、十二、三億円の出資金が必要になるだろうと聞いております。そうなったときに、今までの信組の破綻というものが出てくるわけでありまして、そうなったときに、17億円の現在の出資金、出資証券はゼロになるわけなのです。そうしますと、それを負担していた人が、改めて、十二、三億円のうちの何割になるかわかりませんが、新たな出資をしていく、十二、三億円のうちの何ぼかを。これ自体も非常に厳しいというふうに見ざるを得ないと思います。

そういうことからいきまして、端的に申し上げまして、自主再建なり新たな信組の立ち上げというものについては、かなり厳しいというふうな状況にあるかなと認識しております。

松本(光)委員

4%の自己資本比率、2.11だったのがようやく2.61ですか、0.5しか増えていない。それで17億円の現資本です。そうすると、全国信用協同組合連合会、これの動きが大変重要になってくるのですけれども、13日に市長に連絡があったときに、市長が座長として庁内金融対策会議で情報収集をしているということですが、この全国信用協同組合連合会の動きはどのようなのですか。

(経済) 商工課長

全信組連という組織ですけれども、これは、全国の信用組合二百数十カ所がお金を拠出して、そこでお金の運用だとかをやっている組織だというふう聞いております。ですから、通常の信用組合協会というものはまた違う色合いででき上がっている部分ということで聞いております。

今の国の支援スキームの中に、信用組合に対する支援ということでは、国は来年の3月までは支援スキームを一つ持っています。もう一つは、全信組連が支援をするという形を持っています。国は、今この二つを支援スキームにしております。全信組連は、自己資本比率が、債務超過なものはダメなのですね。債務超過以外のものについては一定程度の支援をしていくという形の制度をつくっていると聞いていいと思います。ですから、小樽の商工信用組合は、今の条件でいきますと、全信組連の支援スキームには当てはまらないわけです。そこで、その辺のご相談をしながら、新しい信組の立ち上げといったもののご相談もしながら、今、進めているのだろうというふうには認識をさせていただきます。

松本(光)委員

昨日、網走信組が決算をいたしました。早速、自己資本比率が増え出して、早速、信組連と網走市はじめ8市町村に出資要請をしております。これだけ厳しく査定をされたら、道内というか、全国の信組はほとんどみんな赤字決算になっていくのだろうと思いますけれども、市町村にとって、信組というのが、中小零細業者には最後のよりどころというか、どこにも相手にしてもらえなかったところが、ここのおかげで何とか生き延びている、よく生き延びているなと思っていたら、借りた金を返さないで食いつないでいると。信組の総貸出しの約4割が不良債権ですから。

さっき5段階の正常化先以外はどうかというと、例えば、信組の不良債権が112億円ありますけれども、決算書を見られるわけです。貸借対照表の特記事項というところを見れば、例えば、破綻先債権は36億9,800万円だとか、延滞債権額は49億3,200万円だとか、わかりますからね。各金融機関のいろいろな決算書を集めれば、どの程度の不良債権がある、どの程度の破綻先債権があるというのはおおよそ読めるはずですよ。

だから、そういうものをちょっと読んでいただいて、信組の借入先は大体1万件あります。1万件あって、中小零細企業ですから、お父さん、お母さんと従業員は1人が2人、そうすると、その従業員の家族を入れても1件に対して四、五人の方々関与するわけですから、そうすると5万人です。5万人というと、小樽の15万人の3分の1の人が信組の破綻によっていろいろな影響を受けるわけです。そういう面で、小樽市としても、堀知事はエア・ドゥの出資に入れ込んでいるのではないかと、あるいは、旭川信組は菅原市長が中心になって動いているようですよけれども、ああいうところまではいかなくても、3人に1人に影響のある地元の金融機関がそういう状況に

あるということです。今、数字もつかんでいるようですから、正式な要請はまだありませんが、この間の市長の新聞談話によると、優先出資要請はあるだろうという認識でおられるようですけれども、それでよろしいですか。

市長

6月13日に理事長ほか1名が見えたわけですが、新聞に出ましたので、その経過の説明に参りまして、状況の話を聞きましたが、実際にこれから具体的にどうなるのかということにつきましては、現在、組合内部でいろいろ協議をしているので、一定の方向性が見えたら再度お邪魔をしたいということでございます。まだその方向性ははっきりしませんけれども、方向性が見えた段階でどういう対応ができるのか、検討しなければいけないと思っています。先ほど経済部長からもお話ししたように、非常に厳しい状況であることは間違いのないわけでして、それではどういう支援ができるのか、まだ組合自体の方向性が見えませんが、見えた段階では、優先出資という話もありましたけれども、そんなことも含めて、それは、当然、地元の中小零細企業の皆さん方の救援ということもありますので、そんなことも含めて検討したい、こう思っております。

松本(光)委員

信組内部では、自主再建にしる、新会社設立にしる、積極的に、前向きにやりたい、頑張りたいと。ぎりぎりの14日まで、支店長でさえわからなかったようです。それで、代表世話人会にも、それから、後志、札幌、小樽でやる各総代会に向けたブロック会議も今年は一切やっておりません。いきなり総代会を28日にやるということです。それまでは、やはり、ある一定の方向は出してくるのだと思いますけれども、一応、優先出資の要請があると。それだけ一生懸命前向きに頑張ると言っていますから、優先出資の要請は多分あると思いますので、具体的な金額は出ていませんが、やはり、こういう場合はこう、こういう場合こうと、来ていきなり考えるのではなくて、今から前向きにいろいろなパターンについてシミュレーションを組んで考えておいた方がいいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

市長

できる限り、情報収集をしようということで、いろいろな情報をとりながら、何回も経済部の方で接触しましたが、なかなかお会いできないという状況です。我々としても大変苦労したわけですが、今回、明らかになりましたので、先ほど言いましたように、その方向性が見えないとなかなか支援策も考えられないわけです。ただ、我々としても、今お話があったように、いろいろなパターンとありますが、そんなことも含めて内々で事務方の方でいろいろ準備をしておりますので、即対応できるような体制をとっていきたいと思っております。

松本(光)委員

大変厳しい数字になっております。この程度ならいいでしょうという道の検査をもらって決算していたのも、国になったら、これもだめ、これもだめということでかなり増えました。

それから、外国債権のステップダウン債というのが30億円ぐらいあって、その前受け配当を32%ももらって、それを4年前に収入計上したら、今回はそれはだめだということになりました。国の査定の中でいきなりだめになってしまって、7億、8億近く、またそれを戻して負債になったという形でダブルになってきておりますので、大変厳しい状況だとは思いますが、ひとつ前向きな検討をいただきたいというふうに思います。

それに関連して、金融状況変化に伴う特別の融資システムを何か考えておられますか。

経済部長

まず、万が一、破綻したような場合には、先ほど来おっしゃっているように、リスク管理債権で3割増となります。そうしますと、正常債権は受皿としての金融機関というのはそれなりにあるのかなと思いますけれども、今前段に言ったリスク管理債権に相当する借手手はどうするかというのはやはり重要な問題だと思うのです。

第一に考えておりますのは、国の制度とありますが、国民金融公庫、政府系の金融機関で破綻時の融資制度というものを持っておりますし、それと、北海道も同じように持っています。それから、北海道信用保証協会でも別枠

ということで特別保証もありますので、その辺がどういうふうに機能するかということはある程度研究させていただいて、その上で、不足といいますか、そういう部分が見受けられるといいますか、わかれば、できるだけ有効な手だてとして融資制度というものについても考えていきたいというふうに思います。

松本(光)委員

共同信用組合と千歳のときも、道と札幌市で特別枠の融資システムをつくりましたけれども、今回、たまたま空知で、滝川あたりは2件しかなかったということです。ただ、別の銀行を紹介してくれたり、保証協会あるいは国金を紹介していただいても、商工信組が最後のよりどころだったところはよそへ行ったってダメなのですから、ただ紹介するだけではなくて、別枠でそれなりのことを考えないと融資も受けられないという状況になろうかと思えます。そういう面で、ぜひ別枠の特別融資システムを考えていただいて、小樽市内の中小零細企業は、まだ6割は何とか生き延びておりますけれども、みんな予備軍ですから、いつどうなるかわかりません。余り深入りして抜き差しならなくなっても困りますけれども、その点、ちょうどいいぐあいに、どの程度配慮したらいいのかということ、収入役がおられますので、ぜひよく検討をいただきたいと思えます。以上です。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

最終処分場の管理業務委託契約について

初めに、環境部にお尋ねします。

一般質問でお伺いしました。大量に処分された職員の理由についても説明を受けました。この中で、契約に違反して業務の再委託及び従業員の虚偽の届出を行っていたことが判明した、しかも、これが、長い間というようなことです。

お尋ねしますが、桃内、寅吉、伍助沢の最終処分場の業務委託はどのようになっていますか、その内容をお知らせください。

(環境)管理課長

受託先でございますけれども、樽栄環境整備株式会社でございます。桃内、それから、今現在、寅吉沢の方も樽栄、それから、伍助の水処理関係の維持管理と申しますが、その関係も樽栄環境整備の方でございます。

大島委員

樽栄が先ほどの水処理の関係で違反したわけですが、これは関連がなかったのですか。

(環境)管理課長

先ほどの処分関係のお話かと思えますけれども、実際には、その会社の方は市の入札参加資格名簿に登録されておりませんので、私ども環境部として措置した経緯がございます。応札関係につきまして、2カ月でございますけれども。

大島委員

それはまだ聞いていないよ。これから聞く。

済みませんね。今これから聞こうと思っていました。

先般の4月14日に、寅吉にかかわる入札がございました。昨日、答弁書を読みまして、これだけ長い期間、契約違反をし、あるいはまた虚偽の届出をしているのに、そして、2月9日、処分を受けた。職員も含めてです。

しかし、その請負をしていた、随意契約をしていた会社が14日の入札には参加しておりますが、これだけ違反を重ねていた、虚偽の手続をしていた会社が入札に参加しております。落札しております。問題はなかったのかどうか、契約管財課にお尋ねいたします。資格についてお尋ねします。

(財政)契約管財課長

先日行われました寅吉沢の産業廃棄物処分場の管理業務委託の入札ですけれども、樽栄環境整備の昨年度の契約違反につきましては、昨年12月に、環境部におきまして、この契約違反に対しまして2カ月の応札等停止の処分を行っております。その処分期間が終わっておりますので、今回の指名につきましては参加資格要件を備えているものであります。

大島委員

それでは、樽栄については何の実害もなかったと。実害といいますか、入札して今回の処分場の仕事をするには、継続してできた、そしてまた、応札もできたと。

後ほどで結構ですから、入札に参加する資格審査の基準があれば、もしそういうものがあれば出してください。

続きまして、資料要求をして資料をいただきました。これを見まして、今回、非常にうまく入札をしたなということが実はわかりました。

お尋ねしますが、この資料によりますと、平成13年度4月から6月まで1,894万1,000円、この3カ月間の委託先はどこですか。

(環境)管理課長

随契の形をとってございまして、樽栄環境整備株式会社の方でございまして。

大島委員

そうすると、この金額を3カ月で割り返しますと1カ月631万3,000円なのです。これは平成3年からずっと資料がありますので、割り返してみました。600万円を超えているのは8年、9年、10年で、12年度は480万円なのです。月額に直してですよ。これは消費税を抜きまして。

ところが、この3カ月だけ、なぜ月に割り返すと630万円なのか。そしてまた、入札で落札した価格が9カ月で3,700万円、これは9カ月で割り返しますと411万円です。411万1,000円です。約二百何十万円の差がでています。これをどういうふうに理解をしたらいいのだろうか。本当に理解に苦しんでおりますが、その点については環境部はどのように判断しているのですか。

(環境)管理課長

ただいまの4月から6月分を割り返して1カ月当たりで630万円程度の額でございましてけれども、これは、前年と比べますと月単位で考えれば150万円ほど上がってございまして。これは、業務時間の延長、それから、4月から6月は業務時間が長い時間の3カ月になってございまして。あと、短期間の関係でありますので、重機関係につきましては短期のリース料ということで算定をございまして、この分が上がった分かと思っております。

大島委員

しかし、今の入札で落とされた額は、今申しましたように441万円で、この二つを足しますと、年間の12で割り返しますと520万円になります。522万1,200円になります。そうすると、前年度より反対に高いのです。

そのようなことから、他にも応札があったようでも、前年度よりも若干高目の入札だったのかなど。去年は、平成12年度は5,800万円、失礼しました。若干安いですね。そのようなことで、応札をした、入札をしたその9カ月は非常に安過ぎるというふうには私は理解をしていたのです。解釈していたのです。そうすると、今、リース料の冬期間だとか、いろいろなものがさっきのほかにあるのだということをお聞きしましたので、それは納得をいたします。

しかし、どうも腑に落ちない点もございまして。それは、この表を見まして、余りにも委託額の違いが出てきております。多いときは7,760万円、去年は5,810万円、約1,900万円以上の差が出ております。これはどのようなことを根拠にして積算しているのか。その積算の根拠というものは環境部にはあるのですか。お聞かせください。

(環境)管理課長

ただいま平成9年、10年ぐらいの数字をおっしゃられたわけですが、業務的には、平成8年ぐらいから搬入物の監視体制の強化ということで2名をつけてございます。平成9年におきましては、場内の岩盤掘削等の業務、この関係で重機の2台の配置とかがございまして、額としましてはちょっと増になっているということでございます。

積算関係でございますが、私どもといたしましては、そこそこの年度でそれぞれ算出をしております。

環境部長

先ほども、委員からのご質問の中で、11年度から12年度が安くなった、こういうことも指摘されていますけれども、これは、従前は土曜日をあけていたのが、土曜日は閉庁したということで一つ安くなったということでご理解いただきたいと思います。

それから、環境部で積算があるのかということについては、これは、委員もご承知だと思いますが、基本的には北海道単価、道単と言っていますが、これを基本にして算出をする。それから、単価にないものについては、市場価格等の見積りをとりながら算出しているということでございますので、環境部の方の試算はないということではありませんので、その辺もひとつご理解をいただきたいと思います。以上です。

大島委員

たしか平成11年度の9月だったと思いますが、環境部からいただいた資料に基づいて、実際に市に登録してある機械が使われているのかどうなのか、人員配置はどうなのだとということで、市民クラブは現地の視察をいたしました。

それは、以前にも、議会等で、その違いといいますか、それは指摘しておりますので、ここでは避けませけれども、環境部としても、委託したらそれでいいのだということではなくて、本当にその仕様書どおりのものがあるのかどうなのか、これはぜひこれからも十分に監視を続けていただきたい。

また、搬入残土、土砂と委託費の関係、これを割り返してみますと、一番安いのがトン当たり65円、これは平成4年度です。また、一番高かったのが、平成11年度のトン当たり587円、これは何倍になるのですか。これは、搬入量ではなくて、あくまでも時間なのかどうなのか、搬入量と時間が関係あるのかどうなのか、この表については、その点を確認したいと思います。

(環境)管理課長

ただいまのは処分手数料と埋立量の関係かと思えます。

まず、寅吉の方には瓦れき類と土砂と、平成12年7月からは廃プラ類が入っているということで、品目的に違うのがあるかと思えます。それで、値段の設定も、その品目ごとに違うものですから、その部分がはね返りとしてあるのかなと思ってございます。

環境部次長

今、課長がご説明しましたけれども、確かに、今、委員がご指摘のとおり、トン当たりで換算した場合の委託料といえますのは差があるかと思えます。

しかし、これにつきましては、量の問題よりも、入ってくる中で、一定の受入体制といったものについては、その量に応じてそれほど大きく変化するものではない、一つの形態として運営しているわけでございますので、そんなことで、各年度ごとに処分量に差があることについてはご理解をお願いしたい、このように思っております。

大島委員

質問を変えまして、今日11時ちょっと前に、議会事務局に私あてに電話が来ました。新聞を見ましたということで、昨日の議会の記事を読んだそうです。それで、これは大変大きな問題だなと思ってお聞きしました。相手の方はきちっと住所も名前も名乗っております。これは、取扱いというより、委託業者に対する苦情でございます。

といいますのは、請求書に対する金額が非常に不明確だと。私のところでは、排出するものそれぞれを分別して、

計量をして、そして業者に渡しておりますと。ところが、請求額を見てびっくりして、請求書の明細を送れと、そのように請求を何回かするのだそうですが、その都度、大変なけんまくといいますが、出せないというようなことだそうです。しかし、どうも、私のところからこんなに出るわけがないということで、再三にわたって請求をして、何回か請求書の明細をいただいたと。そうしましたら、私のところの工場から出るわけのないものが請求書の中に記載をされている、一体、市はどのような指導をしているのか、それをまずお聞きしたいと。

私のところに電話をくれたのは銭函の工業団地の方でございます。団地内の方々が、定期的に、ごみのことについて、恐らく、去年の値上がり、有料になったときからだと思いますけれども、会議をしていると。あるときは業者をボイコットした、そして札幌の業者をお願いしたこともある、しかし、今は、その後協議を続けまして、もとに戻りつつある、そんな内容でございました。

その方は最後にこういうことも言っていました。病院も困っているのだよと。その方は、集める方の業者の名前もはっきり言っております。そして、言葉はよくわからなかったのですけれども、被感染物ですか、感染のおそれのある医療品だと思うのですが、これと普通の医療品、これらを混ぜて投げられている事実があるよと。それらのことを実名を挙げて言っております。病院の名前も挙げて言っております。

そういう電話が入っておりますので、いずれにしても、市民の方にそのような心配や不安を与えないように指導してほしいというお願いでした。

これは、業者の全部が全部そうではないそうです。非常に良心的で、毎月、請求するときに明細を出している業者もいるそうでございます。そういうことから、ぜひ早急にこの問題について対応をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

環境部次長

今、委員がご指摘の内容につきましては、私どもも今初めてお聞きしました。その実態も含めまして、どういったことが調査をしてみたいというふうに考えてございます。

大島委員

フィッシュミールについて

フィッシュミールについて1点。

代表質問と関連がありまして、昨日も再質問でフィッシュミールの資料についてお話をしたわけですが、委員長、ここに市長さんに見せたい資料があるのですが、お渡しして見てもらってよろしいですか。

委員長

はい。

大島委員

昨日、民間には大変厳しいという内容、一方では、全く、係員から部長までの押印はあるのだけれども、起案に何も書いていない。日付すら書いていない。それは、平成6年のファイルの中です。昨日は大変失礼しました。次長に「山田」という判があるような気がしましたので、見ましたら、前任者でした。平成6年当時の部長さんが山口さんでしたので、しかし、その中には、他の方はここに座っている大幹部の方々がおられます。市長、そういうことがまかり通っているのですよ。

それから、昨日、日付が間違っているということで、同じ経済部から戻された方が、思い余って、弁護士さんのところに行って、そして、内容証明つきの手紙を出したその写しでございます。

そのように、民間には、これは当たり前のことだと思いますけれども、大変厳しく対応しておりますので、昨日ご答弁をいただきましたけれども、さらに、市の執行に当たっては、規則、決まりにのっとってきちっとやっていただきたいと、改めてお願いをして質問を終わります。

市長

昨日ご指摘いただきましたので、こういった基礎的な問題といたしますか、事務に当たっての基本的な姿勢といたしますか、そういったことも問われるのだらうと思いますので、今後、厳しく指導してまいりたいと思います。

大島委員

終わります。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時35分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

斉藤(陽)委員

子どもの水辺協議会について

まず、子どもの水辺協議会について、教育委員会にお伺いいたします。

一般質問で、河川の水質、また、その特性をお伺いしたわけですが、いま一つ、特性を踏まえた上での活用方法についてイメージが見えてこないのです。来月、登録の申請ということが目前に迫っている今の状況で、こういう活用をするのでこういうところを申請するということになると思うのですが、今の段階でどんな活用があるかということがまだなかなか見えてこないというのも不安なところもあるのですけれども、いかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

子どもの水辺協議会で話し合われました河川について、特徴、特質を踏まえての具体的な活用が見えないというお話でございます。今、議員がおっしゃいましたとおり、今月の末に、河川の委員方による現地調査を行いまして申請、登録ということになるわけですが、その河川の調査に当たりますと、各河川管理者並びに土木の方の専門の方がそれなりに河川の特徴などをつかんでおります。そういった中で、例えば、この河川のこの部分であればこういった使い方といたしますか、各委員方にそういった説明をしまして、その上でまとめたものを申請するという形になるかと思っております。今現在、具体的にどの河川をどのようにというお話は、現地調査の後にそれぞれ意見をいただいた中で、そういったことに向けた申請ということになるかと思っております。

斉藤(陽)委員

それでは、具体的に伺いたいのですが、蘭島川については、ハードの部分の護岸整備といたしますか、そういったことは終了したと。水辺の楽校の整備が終わりましたということは一般質問でご答弁いただいたのですが、ということは、実際に今年からこれが活用されているということになるわけですが、具体的にどのような活用のされ方、実践例といたしますか、付近の小学校等でもしありましたらご報告いただきたいと思います。

(社教)社会教育課長

既に改修が完了した蘭島川につきましての活用のスタイルといたしますか、実践例というお尋ねでございますけれども、土木の方にお聞きしましたところ、今現在、そういった形での活用はされていないということでした。

ただ、私も、あそこの地区で、もし子供たちがあの河川を利用してそういった場として活用するとなれば、やはり、忍路中央小学校の児童が主になってそういった活動の場になるのかなということもございましたので、先ほど忍路小学校の方に問い合わせをしてみました。そうしたところ、最近、2年生、3年生を連れて行きまして、河川の見学といたしますか、現地調査と言うとオーバーですが、見学をいたしまして、その結果といたしまして、大変魅力的な遊び場所といたしますか、そういったことなので、今後、学習の中で河川の活用の具体性を図っていく上

で、一つの題材として、学習の題材として活用していく方向で検討していきたいという校長先生のお話がありましたので、今年度の中で、あるいは将来に向けて、そういった形で子供たちと一緒に河川を活用していくのかなと、そういうことはお聞きしております。

斉藤(陽)委員

報道されていた中では、付近の小学校で田植えの体験学習のようなものを考えたいという報道もあったのですが、今のお話ですと、学校教育の範囲内みたいな形のご答弁だったのです。

しかし、本来、社会教育といいますか、学校の週完全5日制に伴って、学校外の活動といいますか、そういった部分が主目的になると思うのですが、その部分についてはいかがですか。

(社教)社会教育課長

このものは、今は学校のお話をさせていただきましたけれども、私どもは、今、来年の学校週5日制に向けまして、実は、おたるこどもクラブというものを立ち上げまして、具体的な来年に向けた足がかりといいますか、情報提供のためにということで準備を進めております。そういった形の中で、例えば、ここの蘭島川を申請して、仮に選定されましたら、こどもクラブの中で、この蘭島川を使っての子供たちの活動、実習の場としての具体的なものが今度はそちらの方へシフトしていくのかなと、そんなふうに思っております。

斉藤(陽)委員

もう一つは、蘭島川なのですが、小樽の川というのは割と急流といいますか、山から一気に海に下るといって、そういう急流が多いわけですが、どちらかというと、蘭島川は、その中では穏やかな川といいますか、緩やかな流れだという印象を持っているのです。こういう特性といいますか、そういった部分は活用できませんか。

(社教)社会教育課長

先ほども川の特性というお話の中でございましたけれども、当然、そこは、ほかの河川と比べまして、水面の高さといいますか、浅いということもございますので、そういった面では川の特性を生かして、例えば子供たちが足を踏み入るといいますか、一つはそんなような遊び場ということにもなるかと思えます。

斉藤(陽)委員

それでは、方向性といいますか、土木の方にお伺いしたいのですが、河川管理という方面から、今、子どもの水辺にかかわって、素人考えなのですが、四つぐらいの分類を河川整備という部分で考えてみました。

一つは、自然河川といいますか、原始河川と。ほとんど人手に触れないで、自然状態で別に問題がないというか、その近くに人がいない、かかわらない川がありますね。そういうのがあると思うのです。それから、人手がかかわったとしても、見た目には自然に近い状態といいますか、例えば、コンクリート護岸であっても、表面を自然石で覆ってしまうとか、あるいは、植物を張りつけるですとか、そういったことによって、ちょっと見たときには自然な感じに見えるという整備のやり方もあると思います。さらに、見た目だけの自然さということではなくて、例えば、動物だとか、植物だとか、昆虫、魚類といったものの生態系まで含めて、きちっと自然を復活させるといいますか、生態系の復元というような本格的な自然の整備、そういったものも考えられるのではないかと。また、もう一つは、自然に見せかけるとか、自然を回復するとか、そういうことではなくて、治水とか、いわゆる防災対策という部分で、きちっと人工的にコンクリート護岸をつくって洪水防止というような形の整備の仕方、この四つぐらいいろいろあると思うのです。

さっき言った2番目と3番目、自然に近い状態にする、あるいは、もっと本格的に自然を復元する、そういった整備の考えられる可能性のある河川としては、今、対象河川になってくる4河川があるわけですが、この中ではどの河川がそういう整備をできる可能性があるのか。あるいは、どの河川のどの部分にそういう可能性があるかということについて、土木の方のご見解としてはいかがですか。

(土木)水沢主幹

河川の整備の手法ということで、4点ほど河川の考え方というのがございました。その中で、従来は、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、治水上、利水上、そういう観点の中から、それを重点ということで河川整備を行ってきました。最近になって、河川と親しむと、そういうように自然に対する意識が高まっている中で、自然環境に配慮した河川づくりを目指す、そういう方向が打ち出されております。その中で、2点目、3点目が、見た目が自然に近いコンクリートで、植生だとか動物の生態系等に配慮する、そういうことも河川環境の中では配慮の必要性がある、そういうことが指摘されております。

そういうことも視野に入れて、現在、河川改修等を行っているわけですが、星置川、蘭島川については河川の工事は終了しています。それから、勝納川においては、勝納川再生事業として、地域の皆さんの意見を聞きながら取り組んでいるところで、こういうような内容も検討されております。それから、朝里川については、今、地域のワーキンググループがありますので、そういうことも踏まえながら取り組んでいきたい、そのような考えであります。

斉藤(陽)委員

先日、私は真狩村へ行ってまいりまして、国松登という画家の方のギャラリーなどがあるのですが、そのギャラリーの横のところから、いわゆる真狩川の川沿いになっているのですが、非常に自然な、芝生になっていて、本当に子供たちでもおりて行って直接水に触られるというか、非常に穏やかな流れであります。しかも、水草などが自然に植えられているというのか、自然に生えているというのか、きちっと人工的に整備されている状態を見ますと、あれは人工的にそういうものを植えたのだなと思ったのですが、非常に感動して帰ってきました。

そういった自然な整備の仕方といいますか、起伏がありまして、起伏に沿って川沿いを散策できる。散策ができるのですが、別にアスファルトで遊歩道をつくったとか、そういうことではなくて、本当に自然の草むらを親子で歩いて行ける。ところどころに、オショロコマが生息しているという看板だとか、あるいは川の名前の由来だとか、そういう説明板があったり、結構二、三分楽しめるというか、そういう公園のような形に整備されました。ぜひこういった形の整備の仕方も、地形の違いですとか、それぞれ川の特性の違いというのはあると思うのですが、小樽でこういう整備というのはできないものかと思ったのですが、この点の可能性についてはいかがでしょうか。

土木部長

今、委員が言われた真狩川とか、あちこちで地域の方が身近に感じられる、しかも、かつての自然河川の状態にしたい、それが本当のねらいで今はいろいろな形でやっていますけれども、小樽の場合、委員が指摘されているように、急流河川が多いということと、もう一つは、都市内河川がほとんどだということで、言ってみれば、用地の制約の問題が一つあって、従前できているコンクリートの護岸なり、ブロック積みの護岸なりがある、背後には用地もない、そういった中で治水機能を保つことの両立という難しさがある、そんな制約があります。

そんな中で、朝里川について言いますと、ダムができているということで、流量も大幅にカットされていて、なおかつ、河川用地もかなり広くとられている部分もありますから、そういったことを活用しながら、今委員が言われた方向の検討をしているということが現状です。

そのほかの川で言いますと、残念ながら、勝納川については、ああいう状況の中で、やはり土地、建物を移転、買収するというわけにはいかないですから、ある部分を活用しながらということで、小樽市も以前からいろいろな検討をしておりますが、一定の限界はあるかと思えます。星置川についても、ああいう状況ですので、札幌側の公園との関係などとの調整というのは可能なのかなのかと、そこら辺の検討も必要かと思えます。そういった部分でなかなか難しい部分がありますけれども、今後、環境に対する問題についての皆さんの意識が変わってくれば地権者の方の協力が得られる、そういった中でまた整備の方向も変わってくるのかなとは思っております。

斉藤(陽)委員

今、ちらっとお話が出たのですけれども、朝里川というのは、小樽の中では大きな川の一つなわけですが、おっしゃるように、非常に急流だということで、以前は洪水等の被害もあったわけです。

しかし、朝里ダムができて、水量がコントロールされているということで、このメリットといいますか、朝里ダムがあることのメリットを生かした活用方法といいますか、この部分というのは非常に大事だと思うのですけれども、この点についてもう少し伺いたいです。

(土木) 水沢主幹

朝里川については、部長から話もあったとおり、ダムができております。それで、洪水調整機能が働くという中で、一定程度の安全対策がとられているのではないかと考えております。そういうことを生かした中で、水辺の環境のあり方について、先ほども言いましたけれども、現在、地域住民も含めたワーキンググループを立ち上げておりますので、その中でいろいろ検討されていくものではないかと考えております。

社会教育部長

子どもの水辺の関係でございますけれども、先ほど来、来月登録するに当たってより具体的なというお話でございまして、先ほどの蘭島川の関係で、学校5日制に向けましての広範囲な活用の仕方というものを、ここの中でも平成10年に登録に当たって地域でいろいろなご議論がされて、その中での今日の整備だと思いますので、それをどう活用するかということについて努力をしていきたいと思っております。

それから、4河川に向けて、実は来月に申請するのですけれども、その具体的な部分の一つの位置づけを、添付をする必要な要件というのが実はありまして、その中で、その地区に所在する人口だとか、面積だとか、社会的、経済的、あるいは文化的な特徴はどうかと、個々の河川ごとにそういったいろいろな事細かな部分が一つあります。物理的な問題、それから、安全性の問題だとか、利用した場合の自然環境はどうか、そのほかに、それぞれ河川にかかわりまして、地域の住民の活動ですとか、あるいは、NPOの活動実績はどうか、こういったところなども申請のための必要な要件の項目にございます。

したがって、例えば、今、朝里の話が出ましたけれども、朝里では、小樽朝里のまちづくりの会から市長にも教育長にもいろいろなご提言等をいただいておりますので、そういったものも、この協議会の中で、私の方からそういったご提言の中身をご説明し、持っている特性、こういったものをできるだけ生かして、小樽の子供たちも安全に遊べる、あるいは体験できる空間にしたいと。河川も当然限りがあるわけでございますけれども、小樽なりの特性を出していければなど、このように思っています。今月中にそれらの方向も決まりますので、今度は、具体的なお話もできるのかなというぐあいに思っております。

斉藤(陽)委員

終わります。

秋山委員

夜間急病センターについて

夜間急病センターについてお伺いいたします。

先ほど、新谷委員の方からも話がありましたが、やはり、こういう身近な問題は女性の方が言いやすいので、素直に耳に入るのかなと思って聞いておりました。先ほど、小樽病院の方で小児科の時間外診療を考えているのだというお話がございまして、検討中であるという話なのですが、具体的にいつぐらいからという时期的な問題はどんなものなのでしょうか。

(樽病) 事務局長

実は、小児救急ということではなくて、先ほど申し上げたのは、救急と、本来的には病院としては24時間救急ということで考えております。ご承知のように、救急についてはシステムもできておりますし、私どもの病院はいわ

ゆる輪番制の2次救急を担当してございますので、1次救急のことは、関係機関との協議もありますから余りできませんけれども、病院としてはあれだけの医療設備、スタッフを持っているわけですから、少なくとも、夜間急病センターの空白時間と申しますか、始まる時間、終わる時間、そこに大体1時間ぐらいのあきがありますので、そういったものについて、まず小樽病院で積極的に受入れできないだろうかということで、昨年9月から救急受入れについての検討部会を設置してございます。

その中では、いろいろ課題の整理をしておるのですけれども、一つには設備的な問題がございます。先ほど申し上げましたけれども、時間外診療室ということで対応してございますので、いろいろな患者さんの対応の中ではちょっと設備的に手をつけなければならない。それから、時間外診療という位置づけでございますので、当直体制を強化しなければならない。そういった課題も粗々見えてきましたので、先ほど申し上げましたけれども、今、院内に時間外診療拡大検討委員会ということで設けてございますので、今ご質問がありましたらいつからということについては、医師会なり保健所との協議、調整もございまして、院内体制の整備がありますので、もうちょっと時間が欲しい。基本的には、空白時間と申しますか、ここは何とか小樽病院で請け負って埋めていきたいということで今検討してございます。

秋山委員

それであれば、質問にも出ましたけれども、精神的ケアの部分です。確かに、小樽のまちは横に長い地理的条件もありますし、救急車を呼ぶまでは行かないのです。それで、必死になってタクシーで駆けつける。ところが、該当する先生がおられるときはよろしいのでしょうか。今、子育て中のお母さんは、相談する人のない中で駆けつける。そのときに、ただ熱冷ましを与えて、明日、病院へ行って薬をもらってというのであれば、不安が即不満につながっているということで、精神的ケアの部分できちっと手を打つべきではないだろうかということはどうなんでしょうか。

(保健所) 総務課長

本会議でも秋山議員からのご質問に市長がご答弁しておりますが、夜間急病センターの医療従事者のスタッフのありようについて、きめ細かい対応ができるように、市長答弁のように指導はしてまいりたいというふうに考えます。

秋山委員

指導という部分で、さっき新谷委員からもお話があったときに、そういう声は医師の方には伝わっていないという答弁でした。それであれば、指導性というのは、どこまできちんと通っていくのかなど。指導性を強めてまいりたいという答弁をいただいておりますけれども、その指導性をどこまできちんと浸透されるのかなどという部分が不安なのです。そういうところはどうなんでしょうか。

保健所長

ご承知のように、夜間急病センターは、市内の先生方をはじめ、大学の先生、たくさんの先生方の協力の中で公設民営ということで運営されておりますので、機会あるごとに、そういう対応において、何しろ相手が病気の方です。やはり、これからも、そういうことは確かにいろいろな事例があって、問題が起きてきたときだけでなく、いろいろな機会にそのことを言っていかなければならない。やはり、婦長さんとか、スタッフがかわるときなどにいろいろなことが起こるのではないかと思ったりもしておりますので、そういう意味で、医者の方先生方に徹底させると。実際には難しいかもしれませんが、そういう努力はしていきたいと思っております。

秋山委員

夜間急病センターが図書館の下にあったときの建物、あのときも結構混んでいたという言い方おかしいのですが、活用される方は多かったです。でも、施設の状況は、昔の夜間急病センターと違って、今はすごく立派になりました。

て、本当にすぐ診てもらって、処置してもらえそうな雰囲気をつくりになっておりますね。それだけに、やはり、きちんと精神的ケアも、先生並びに看護婦、スタッフの方に徹底していただきたいと思います。それとともに、やはり、一日も早く小樽病院に拡大診療を実施できますように手配をしていただくことをお願いいたします。

これは返事は要りません。

町内会館の助成について

続きまして、町内会館の助成に関してなのですけれども、おととも大竹委員の代表質問で同じような質問をして失敗したかなと思いましたが、ちょっと中身の感覚が違うのかなと思っております。大竹委員の方は、町内のコミュニティセンターという役割でという観点から市が支えてほしい、後ろ盾をしてほしいという内容ですが、こちらは、本当にこの助成制度を活用して、現状として各町内会で新しくなりつつあります。でも、せっかくつくられたのに何でという部分も目につきます。そういう部分で、確かに、町内の会館の持つ建物の状況、土地の状況からいって、バリアフリー化となると、階段をスロープに、それだけでまた価格にもはね返るのだろうし、広さも必要なのだと思うのですが、こういうところに対して、市の財政状況等を勘案しながら検討してまいりたいというご答弁をいただいているのですが、もう少し色よい答弁をお願いします。

市民部長

色よい答弁ができるかどうかわかりませんが、本会議で市長もご答弁申し上げておりますように、確かに、新しく会館を建てる場合にバリアフリー化に配慮するといった傾向が見られます。特に、今ですと、同じ葬祭・葬儀などがありまして、昔の畳ではなくていす式が増えている。私は、これも高齢化に配慮した施設づくりといえますか、そういったことも言えるのではないかというふうに考えております。

ただ、今、各地の町内会館の整備を見まして、特にそういったバリアフリー化について上積みで助成しているところがあるのかどうか、そういったこともまた実態を少し調査してみたいなというふうに思っております。

ただ、これは助成制度ではありませんけれども、ご承知のように、道の福祉のまちづくり、こういった融資制度はあるのでございますけれども、恐らく、ここ数年、そういった資金を活用しながらやっている町会もあるのではないかと思います。もう少し、調査又は勉強をさせていただきたいというふうに考えております。

秋山委員

確かに、町内会館を見ると、車のスペースをとるために何となく会場が2階に上がったというのが多いのではないかとこの雰囲気で見ているのです。畳ではなくて、いすを用意しながら、時にはいすを使ってという状況の会館も出てきておりますが、観点としては、町内会館は地域のコミュニティセンターという考え方は変わらないのではないかと思います。そういう意味からも、できれば、せっかく町内の会館が新しくなったのに、やはり階段なら行かないというのであれば、ますます人と人のつながりが大切な時期に来ているときでもありますし、いい方向で考えていただければありがたいと思いますので、この点もよろしくお願いいたします。

財政問題について

最後に、財政問題についてということで質問をいたしました。このたび、広報おたる3月号に、第1回定例会を終えまして、すごく詳しく財政健全化計画に関する記事が載っております。市民の方も、こういうものを一つ一つ見ていったときに、小樽市もすごく真剣に取り組んでいるのだなということが目で見られるということで、すごくいい企画だったなという思いで見えておりました。

そういう中で、今後取り組む財政問題に関して具体的な部分がかかっていましたね。72項目に対して59項目できました。その部分はこの前も答弁をいただいておりますが、それに関しても、広報の中で、今後、17年度までに残された部分を引き続き取り組んでまいりますと言って、具体的なことは全部この中で示しているのです。そして、具体的な方策として、主なもので人件費の抑制ということで、職員数を当面3年間で60人以上削減してまいりますということもきちんと広報でうたっております。具体的に、一般会計の歳入歳出、12年度から17年度までの数字も

ずっと横並びで表わしておりまして、これを見た市民は、それでは、今の国で言う地方でそれぞれ財源を考えなさいという部分から見ていったとき、小樽って厳しいのだろうなと。もう少し人件費の削減なんかの目標もきちんと見直しをかけていかなかったら、市民にこれだけ公表されているのですから厳しいのだろうなと思ひまして、その点からも目標の見直しも必要ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

財政部長

健全化の取組という中で、具体的なものも含め、いろいろ示してございます。

この中でもありますように、行革を中心に管理経費を削減していこうという一つ大きな柱があります。税収の増だとかの対策も一つありますけれども、管理経費の削減も大きな要素だと思います。お話しのように、人件費は非常に大きな要素ですから、この削減に向かっては進めていかなければならない。

ただ、これであってありますように、行革との整合性の中で、とりあえず15年までの3カ年、13、14、15で60名をとりあえず削減しようという目標なものですから、ご質問にありましたように、目標値をもう少し上げていこうというご趣旨はわかりますけれども、当面、この60をクリアした後に、さらに17年に向かってどういう改革ができるか、この辺はまた適宜見直しを含めて進めていくつもりでございます。

秋山委員

その広報の中に、具体的組織・機構の見直しということで、病院の統廃合はさておきまして、サービスセンターの充実強化と連絡所の見直し云々という部分も載っております。これは、13年度はまだ始まったばかりなので、これからかと思いますが、具体的に、連絡所ということは電話もなければファクスもないというような感じですよ。どうなのでしょう。これに関しては進んでいるのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

ただいまのお話のように、連絡所での取扱いでございますけれども、現在は、午前11時までに申込みいただいたものについて、1時から4時まで連絡所でお渡しをしております。

現在、市内に6カ所、それから、銭函、蘭島にございますけれども、お話しのように、小樽は地形的に長いということと、現在扱っているままでよろしいのかということも含めまして、今後、そういうようないろいろな内容について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

秋山委員

確かに、地形的条件でサービスセンターの連絡所というものがつくられているのかと思いますが、現在に即さない体制ですね。その日受けたものを次の日に返事をすると。まして、足を運ばなければ物事が進まないという状況です。今申し上げましたように、電話もない市の出先機関というのは考えられません。そういう状況下で連絡所が6カ所か7カ所あるはず。やはり、こういう部分から、しかし、そこには、職員ではないにしても、きちんと人が配置されているという部分を、きちんと手をつけられる部分から手をつけていくべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

市民部長

連絡所のあり方でございますけれども、行政改革の中では、連絡所のあり方につきまして、来年度の見直しの項目の中に入っております。特に、スタート時に比べまして、当時、年金等の現況証明の取扱い、これが非常に多かったのでございますけれども、それが要らなくなつてから取扱件数も激減してございます。したがって、今後、連絡所はどうあるべきか、こういったことにつきまして十分検討を加えてまいりたい、このように考えております。

秋山委員

やはり、市民に直接かかわる部分は真剣に一つ一つ取り上げて、皆さんの暮らしやすい方向性で検討していただければありがたいと思います。以上で終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

渡部委員

港湾問題全般について

港湾問題全般について質問いたします。

特に、代表質問を終えた後、再質問を行いました。質問は、特に経済に限って、現状の厳しい中で計画を組み立ててきた、そして、施策もそこに講じてきた、これからまたやろうとしているそういった面でも、時代背景なり経済環境等々を見ながら点検をしていく、そしてより強固なものにしっかりしていくべきではないか。それとも一つは、やはり、全庁的に、厳しい本市の経済情勢を打開していくための協議というものを進めていく必要があるのではないか。この2点にわたって質問をいたしまして、市長から一定の答弁がありました。

これは、同じように港湾にも言えるものと思います。特に、港湾の場合は、その出身者は、財政部長、土木部長、次長、総務部長もそうです。企画部長、次長、あるいは社会教育部長も、皆、港湾にかかわってきて、当時の港湾計画から、あるいは戦略的に組み上げてきた人方がいるわけです。

小樽港は非常に厳しいです。私から言うと、危機的状況にあるという港湾であろうと思います。小樽市の都市のイメージ、位置づけという点では、商工港湾都市であります。しかし、現実、港湾は、フェリー貨物を除いて、一般貨物というのは年々減少していく、そういう実態にあるということですから、しっかりとした戦略を持って港湾の振興に努めていく、そのことが基幹産業の発展というものにつながっていく、そういうふうに思います。

ですから、今日は、順を追って、代表質問に基づいてとって思っていましたけれども、改めて、現状認識に立って港湾を考えるとという上でひとつ質問をしていきたいというふうに思います。

港湾部にお尋ねいたします。

現状の港湾をどのように認識されておられるか、まずその点からお聞かせください。

(港湾) 港政課長

大変大きなご質問でございますけれども、一つに、港湾の取扱貨物量の面から申しますと、平成10年度から対前年度比でマイナスが続いてございますので、やはり、一番には貨物量の減少というのは大変大きな問題だと思っております。

それから、代表質問でもご質問がございましたけれども、やはり、全国的な流れの中で規制緩和というものもございまして、私ども港湾を取り巻く業界を含めまして、これからは厳しい状況になっていくのではないかと、全体といたしましてはそんな認識を持っております。

渡部委員

それでは、どうすることによって、小樽港の貨物量の増量を含めて活力を見いだしていけるのか、その施策なり方策についてお聞かせください。

港湾部長

今お話のありました、小樽港の貨物量が落ちているということで、今後どうするのかというお話でございますけれども、ご存じのように、やはり、全国的、全道的に貨物量の取扱いというのが非常に落ちている、これは、景気の低迷により物の動きがないということでございます。私どもといたしましては、現計画の中で整備を進めていくということで考えてございまして、一つは、やはり、貨物を集めようと。これにつきましては、業界とかいろいろな会の中で、どうしたらいいのかということいろいろ議論をしているのですけれども、やはり、一つ大きな目標と思っているのは、日本の国ということばかりではなくて、対外諸国を含めて、ロシア、もしくは、我々が今頑張っています中国航路だとか、こういったところをひとつ重点的に絞りながら何とか貨物を増やしていきたいと。こんな動きを、業界の方々と一緒になって、どういった方策がいいのかということを検討しながら、荷物の集荷に

努めていこうということが一つあると思います。

また、もう一つは、それに伴う港の施設整備もやっていかなければならないだろう、こんなふうに思っています。これらなどにつきましても、業界と具体的な内容につきましても協議してございまして、いろいろな意味で、行政ばかりではなくて、業界の方々と一体となって小樽港の活用というものを進めていかなければならない、こんなふうに思っております。以上です。

渡部委員

平成9年から、今の港湾計画が策定されて実施に入っております。その以前も港湾計画がありました。港湾計画を積み上げていく、策定していくときには、現状の港湾がどういう位置に置かれているのか、その認識に立って、それでは、これから小樽港をどう発展させていくのかと。片方は、港湾は常に競合であるから、やはり個々の港とのかかわりだとか、それから、小樽港の存在性というたくさんの項目を掲げて、そして港湾計画を策定して進んできているのです。ですから、今、部長から言われたことについては、これは、昨日、今日のものではなく、10年も15年も前からそういうことが言われてきているのです。ですから、やっぱり大事にしなければならないのは、これから港湾計画を積み上げていくというときに、そのときの状況認識と発展策というのは、これは、ただ単に港湾計画の整備ばかりの問題ではなく、政策的にそのことを日々から実践していくということが大事であろうというふうに思います。

そのほか、今までの中で、やはり、変遷上における一つ、二つ、三つという大きな課題がありました。企業がどこかへ行くだとか、あるいは、大きな変化によって決議を行っていったとか、それから、目指す方向はこうしようといった面で積み上げてきたものが、現実、それをしっかりと受け止めておられるかどうか、その点についてお聞かせください。

港湾部長

それぞれ各港湾にはいろいろな課題があるわけですがけれども、小樽港にとりましても、先ほど来の課題がありまして、現況をどういう形で見極めていっているのかというお話でございます。ご承知のように、このたびも日農が工場を閉鎖するとか、また、港湾の秩序の問題でも、小樽港のイメージがよくないとかということもございます。

私どもといたしましては、港湾計画というのは、やはり、そういった施設整備に伴う背景といたしましては、やはり、港の活性化、若しくは貨物の誘致も含めて計画をしているわけでございますけれども、その時々々の社会情勢の変化なり、その時々々の物の動き、こういったものをある程度見極めながら整備を進めていったり、また、今お話しのございました企業等を含めた港湾関連の方々の荷物の動きに対する動向というものがある程度見極めながら、整備なり、また貨物の集荷に努めていくということは、そういうスタンスを持ってやっているわけでございます。今お話しのように、港湾計画そのものを大きな目標の中で掲げておるわけございまして、少しでもそういった目標に届くように、我々も日ごろからいろいろな機会に、ポートセールスを含めて進めていきたいなと、そんなふうに思っております。

渡部委員

今、部長の方から、活力を見いだしていく、それを見いだしていく中で、やはり、社会的情勢の変化、物の動きといった面、日農の問題、それから港湾秩序の件ということの話がありました。ちょっと触れてみたいと思います。

日農にかかわる件ではありませんけれども、以前に小樽市議会で要望、決議を平成2年3月14日に行っておりますが、この内容を承知しておりますか。

港湾部長

今は探せませんけれども、たしか、平成2年の第1回定例会で決議をしたということで承知してございます。

渡部委員

その内容はどのような内容でしょうか。

港湾部長

済みません。今は手元で探せませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

渡部委員

これは、小樽港における飼料コンビナートの実現についての要望、決議というのを、平成2年3月14日に、全会派一致で決議した事項です。平成2年当時は、牛肉の輸入自由化を背景として、配合飼料業界をめぐる工場集約や再配置の動向といった面で、それらにかかわって、やはり相当の港間競争も存在しているという状況から、何としても小樽港において飼料コンビナートの建設ということを図っていこうという、いわば議会決議であります。これらの状況から、平成6年、7年に一つ大きな変化があったと思うのですけれども、飼料業界をめぐる点で平成6年、7年にどのような変化があったか、承知しておるでしょうか。

港湾部長

具体的内容は今現在承知してございませんけれども、たしか、今、勝納にございますグレンセンター用地ということで、あの部分に現在あります飼料工場以外の企業を何とか持ってきてほしいということで、官民挙げて誘致活動に歩いたということは伺っておりましたが、具体的中身については今は承知してございません。

渡部委員

この決議とともに、港湾建設としては、勝納埠頭を一部整備しまして、いわゆるパナマックスを誘致しようというのと同時に、以前からありましたグレンセンターの活用をしっかりとやっていこう、そのための誘致も取り組んでいこうと。それから、6年、7年で一つの変化が出てきたのは、当時、中部飼料が苫小牧港か小樽港か十勝港かということで、この誘致合戦を繰り広げたのが6年から7年にかけてであります。そして、7年に、中部飼料は最終的に苫小牧に進出と。そのことによって、今度は苫小牧サイロが建設されていく。それと同時に、室蘭の共同飼料が苫小牧に配置する。そのときに、三菱系の日本農産工業が苫小牧にという話でありました。しかし、決議もありましたし、小樽勢は、一生懸命、言葉はよくないですけれども、引っ張られないための対策を講じて今日に来ているというのがこの6年から7年であります。そして今、釧路に牛用のえさということで、全くオープンでない中で取り組まれているという実態にあります。

しかし、原料を含めて相当減っていった面もあるし、それは飼料業界のかかわりだとか、需要とのかかわりも出てきますので、今回、一部であっても日本農産の釧路に行くということについてはやはり大きな打撃だろうと。

問題は、そうした決議をきちっとやって、段階的に、その場面、場面で対策を講じているということで今日まで来ている。しかし、勝納のグレンセンターは全くそこに存在をしないという点、ただ、サイロの増設は行いましたけれどもね。対策そのものは、やはり、膨らんでいく対策ではなく、膨らみのあるそのものを少しずつ守っていくという守りの姿勢の方がはるかに強かったのではないかと。ですから、ポートセールスだとか、あるいは企業誘致のためにというのは、毎回、毎回同じ言葉で繰り返され、しかし、実現しないという中で、危機的な小樽港の状況を迎えている、この点についてどのように認識しているのか。そして、さらに発展要素を目指してどう戦略を立てていくのか、その面をしっかりと聞いておきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

港湾部長

今お話を聞いておまして、確かにそういった問題を含んでいるということは思っております。ただ、市長の方からも答弁させていただきましたように、今現在、大きな目標を持ちながら、港湾整備を含めてやっているわけですけれども、それは、先ほどちょっとお話ししましたが、一つは、対外諸国で、日口定期フェリー航路の継続、それから、今重要課題として取り組んでいるのは中国を含めた対外諸国とのコンテナ航路誘致ということでやってございます。現段階では、国内では非常に厳しい経済状況にあるものですから、フェリーを含めて大きく落ちているわけですし、何とか対外諸国との間の中で集荷に努めていきたいと、こんなようなことを重点目標にしながら今取り組んでいるところでございます。以上です。

渡部委員

対外諸国の話というのは、環日本海を含めての対外貿易と、これは以前から重要な課題として取り組んできているわけです。先日は、市長を先頭にして中国の方へ行かれて、何とかコンテナの誘致ということでの話も進めております。ですから、その面に関する努力というのはしっかりと受け止めております。対外貿易は小樽港にとって重要だ、その振興をどう図るのかということで今日まで進めてきていますけれども、なかなか実現をしないというその課題は何なのか、それをひとつしっかりとお聞かせください。

港湾部長

集荷につながらない課題ということでございますけれども、一つは、やはり、大きな意味で小樽港というのはフェリー貨物が9割を占めていて、残りが一般貨物ということで、小樽の場合ですと、昔から穀物を含めて一般雑貨を扱ってきているのが実態でございます。

そういった中で、先ほど来もお話ししておりますように、物の動きがない中で、いろいろな要素があるかと思えますが、一つは、例えば一極集中とよく言われています苦小牧に相当に物が流れていたりしている部分もございますし、道内各港湾は、そういった懸念を持ちながら、それぞれの港の中で何か特性を出せるようなことはないかということで頑張っております。そういった中で、皆さんの港の中でもやはり大きな目標を持って進んでおりますし、私どもも、先ほど来お話しのように、一つの大きな目標を持ちながら進んでおります。

そういった中で、課題と言われている中身でございますけれども、一部には港湾の施設が相当古いものですから、少しは近代化に向けてリニューアルということで整備を進めてございますし、やはり、こういったものを充実して、何とか小樽港を利用していただけるように、荷主さんにもPRをしながら集荷に努めていきたい、こんなようなことを考えてございます。

渡部委員

答弁で、冒頭に規制緩和の流れもあってということをお話しになりました。今の港湾を見ていったときに、確かにそのとおりで、規制緩和についての質問をしましたら、業者にその影響があるかどうか聞いたら、今のところありませんと。それは、地方港は法律で守られているから、その面ではないということでも、至極当然と言えば当然であります。

しかし、規制緩和の流れの中で、以前にもお話ししたように、仮に東京で100円のタリフで行う。例えば、小樽は認可料金ですから、100円ということになっていて、東京は今新しくなって届出料金と。小樽は認可料金です。そうすると、東京でやっているのに100円だと、小樽は認可料金で100円にしても、認可料金をもってやれるという仕組みではないです。そういうことでは、裏でどんどん競争に入っていく。だから、小樽では100円でしか絶対できませんということになると、苦小牧に飛んでいきます。苦小牧なら80円でできると、そういう仕組みというものが出てきた。そして、地理的条件の問題もあります。小樽港へ奥尻を越えて入ってくる。冬場だとしけもある、しかし、苦小牧なら直に入る。それから、道路整備の問題もある。それから、港湾部長から今話がありましたように、港湾の施設整備によって効率的である面。ですから、総合的に考えていったときに、小樽なら小樽港はどういう位置づけにあるのか。競争に勝てるという仕組みは、そのものからどういうふうにしていったらいいのかということ、例えば、企業誘致にしても、何かを図るということであっても、ほかの倍をやるくらいでなければ、立地条件から何かから加味した面では、やはり到達し得ないという条件にあるというふうには私は思いますけれども、日常的にポートセールスあるいは貨物を集荷していく、小樽に船を呼び込む、その面についてはより以上の英知を結集してやる、あるいは、危機感に立った港湾運営なら運営ということではなければ、そうそう、今の流れからいうと難しいのではないかと私は見ておりますけれども、部長はどのような認識と考え方を持っておられますか、それをお聞かせください。

港湾部長

確かにいろいろな問題があるわけでございますけれども、私どももいろいろな業界の方々との会を持ってございまして、そういった中でも議論をするということはあるのですが、実際に、例えばこういった問題についてはどうだろうかという投げかけ、一つの問題について投げかけをした場合に、業界の方から、こういったことにしようとか、こういう方向に進もうという積極的な対応策というのでしょうか、そういった意見がなかなか出てこない部分もございまして。私どもも、何とか集荷に向けて何かをやるとか、私どもサイドでは、そういったノウハウも含めて、融資等のつながりだとか、流通業界の方々とは直接的に余り接触がないものですから、業界の方々にそういったお話を投げかけて、何とかそういうルートをつかみながら企業訪問をしたいという話をするのです。ただ、企業訪問には一緒に行っていただけなのですけれども、行ってきた結果、積み上げの中で、今度はこういう形にいきませんかということは、なかなか業界の方から出てこない部分も一部ございます。

私どもとしても、私どもなりに、行政サイドというか、港湾部サイドのある程度リードの中でやっている部分もございまして、今お話がございましたようないろいろなとらえ方はあるのですけれども、今後、また業界の方々と機会を持ちましてその辺を相談し、いろいろな形があるわけですが、何とか荷物を集める方策について業界の方々とこれからも協議をしていきたい、こんなふうに思っております。

渡部委員

今ありました積極的対応策は、業界の方が積極的でないという面を聞きましたので、よく業界の方とも話し合ってみたいというふうに思います。

それからもう一つ、お話にありましたのは、港湾秩序ですね。今回質問していることは、ヘロインが押収されました。それから、大麻樹脂が海上に浮いていました。それから、ピストルが20丁見つかりました。弾も80何発だけ見つかりましたということで、ゆゆしき問題であるということで質問をさせていただきました。答弁は、中古車の対策で今は何とか手を打っていききたいという答弁であったように受け止めております。

それで、改めて、こうした危険物について、防犯、やはり事件・事故につながるようなものが小樽港に持ち込まれること自体、なかなか考えにくい。しかし、現実、そのような面があります。以前は、小樽港を舞台に、盗難車輸出港みたいな形で新聞に書き上げられました。これでもやっぱりイメージダウンということで、その後、各方面からの問い合わせがありました。小樽港は何をやっているのだ、小樽港には港湾秩序はあるのかと。確かに、ロシア船、外国船の1年間の入港実績は日本一かもしれないのですけれども、反面、そういう面で事故があるということについては、やはり、小樽港にとっては大変な問題であり、その点での対策についてはいかがなのですかということでお聞きしております。もう一度、その辺に関して港湾部の方から答弁をいただきたいと思っております。

(港湾) 港政課長

代表質問にお答えいたしました趣旨は、警察等の関係機関等のお話をさせていただいておりますけれども、その中でも、確かに、麻薬ですとか拳銃の件がありますが、それらも、中古車を介しての船内積込みということが大きくあるということで、まずは中古車の船内積込みの場所をある程度特定していただけないかという要望もございましたので、私どもとしては、何とかそれができないだろうかという形で検討を続けていくということでご答弁をさせていただきました。

ただ、そういう観点とは別に、確かに、施設の管理上の面だけではなくといいますか、持ち込まれるという危険性も多々あるわけでございますので、その辺につきましては、警察ですとか、海上保安ですとか、税関ですとか、関係機関等とこれからも十分協議を行い、また、そういうところの取り締まりなり対策には十分協力していくという形が必要なのではないかと考えております。

渡部委員

水際をめぐる協議会だとか、そのほか、こういった防犯にかかわる協議会は、今、税関や警察、それから港湾部も入っているのは何々がありますか。

(港湾)港政課長

治安と申しますか、こういう関係の会議というのは、小樽港水際対策連絡会議と申しまして、小樽警察署が事務局になっておりますが、この会議が一つ平成7年に立ち上げられてございます。そのほか、こういう治安の面とは若干離れますけれども、いわゆる関係機関との協議会という形では、船からの油の排出があったときのいろいろな防除対策を協議しようという形の中で、石狩後志管内沿岸排出油防除協議会というのがございます。これは平成8年に立ち上がってございます。それから、海上保安の方が事務局サイドで、防災の観点から、沿岸防災情報図整備推進委員会という協議会がございまして、現在のところ、三つございます。

渡部委員

ピストルや麻薬関係のことを聞きましたけれども、事件があったときに、港湾部の方にこういう協議に基づいて、対策なら対策を講じるような話というのは全くなかったのですか。それが一つです。

もしなかったとしたら、この種の会議があるし、また、小樽港としては、管理者の長は市長でありますから、やはりゆゆしき問題であろうというふうに思いますので、二度とこういう事故のないようにという面で、対策会議なら対策会議で声をかけて実際に対策上についての話をしたのかどうか、この二つについてお聞かせください。

港湾部長

今回の事故に絡んでの関係機関との協議でございますけれども、今回、たまたま新聞に載りました事件は、相当前から、道警で、盗難車が道内、全国的に発生しているということで、たまたまロシア船の疑わしき船が、相当数、小樽に出入りしているということで、たまたま私どもの港に入ってくる予定もございました。そんな中で、一つは、ゲートのあるところに接岸できないかというような協力要請もありましたし、また、一つは、ゲートの時間をきちっとした時間帯で施錠するなり開放するなりということで、そういった要請もございました。私どもとしても、そういった事件の取締りにかかわりがある小樽警察署なり税関、海上保安本部、そういった方々と一緒になった今回の取締りでありましたので、私どももできる限り協力をさせていただこうということで、疑わしき船の接岸パスにつきましても、税関なり警察署なりの要望にこたえまして、できるだけ見張りのできるような場所に接岸をさせたという事実もございます。もう一つは、こういった取締りにつきましても、今後とも定期的に進めたいという話もございまして、私どももそういった機会にはできるだけ協力をしていこう、こんな考え方を持っております。

渡部委員

ゲートに施錠をしていますね。第3埠頭、それから中央埠頭ですね。その施錠の関係がどうなっているのか、しっかりと点検してください。

夜の夜中に車が入り込んでいるというような報告があります。それから、場合によっては、1週間に一遍なら一遍、港湾関係の方々とパトロールをするだとか、それから、一度発見した船については、小樽港に入港させないならさせないという毅然たる態度をとっていかなければいけない。いろいろな手だてをしっかりとやっていかなければ、撲滅ということにはならないのではないかと。ですから、ひとつ対策をきちっと講じていただきたいというふうに要望しておきます。

あとの件は、時間になりましたので、また何かの機会に質問していくということで、ただ、今日の入り口は、小樽港が危機的状況にあるということで、何としても小樽港の活力を見だしていく、そして、やはり基幹産業として発展を期するその道筋をしっかりと立てて、実践をしていただきたいということだけをきちっと要望しておきたいと思っております。終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、散会いたします。